

令和6年度こども家庭庁委託事業
地域限定保育士試験の質の確保に関する
調査研究業務一式 報告書

令和7年（2025年）3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章 はじめに（地域限定保育士制度について）	1
第2章 事業概要	3
1. 目的	3
2. 事業内容	3
(1) 検討委員会の設置・開催	4
第3章 地域限定保育士試験の筆記試験問題の質確保のための基準の考え方に関する調査研究	6
1. 筆記試験に係るヒアリング調査の目的	6
2. 筆記試験に係るヒアリング調査概要	6
(1) 調査の対象	6
(2) 調査の時期	6
(3) 調査の方法	6
(4) 調査項目	6
3. 調査結果	9
(1) 地域限定試験実施自治体及び全国保育士養成協議会	9
(2) 有識者	14
4. 考察	18
(1) 作問体制（委員の選定方法を含む）	18
(2) 作問方法	20
(3) 全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法	24
(4) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）及び他の地域限定保育士試験を実施している実施主体と情報共有する内容・時期・方法	26
(5) 新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項	28
(6) まとめ	29
第4章 実技講習の質確保のための基準の考え方に関する調査研究	33
1. 実技講習に係るヒアリング調査の目的	33
2. 実技講習に係るヒアリング調査概要	33
(1) 調査の対象	33
(2) 調査の時期	33
(3) 調査の方法	33
(4) 調査項目	33
3. 調査結果	36
(1) 地域限定試験実施自治体及び全国保育士養成協議会	36
(2) 有識者	45
4. 考察	46
(1) 講習運営（実施体制）	46
(2) 実技試験との等質性の確保方策	49
(3) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）と情報共有する内容・時期・方法	56
(4) 実技講習の委託先に関する留意事項	57

(5) まとめ	59
第5章 地域限定保育士試験の実施に係る標準的な経費の分析	60
1. 標準的な経費に係るヒアリング調査の目的	60
2. 標準的な経費に係るヒアリング調査概要	60
(1) 調査の対象	60
(2) 調査の時期	60
(3) 調査の方法	60
(4) 調査項目	60
3. 調査結果	61
(1) 地域限定保育士試験（筆記試験）	61
(2) 地域限定保育士試験（保育実技講習会）	62

第1章 はじめに（地域限定保育士制度について）

地域限定保育士制度は、保育士不足解消等を目的として、それまで都道府県において年間1回実施されてきた保育士試験を年間2回実施することを促すため、当該2回目に実施する保育士試験の合格者について、登録後3年間は当該区域内のみで保育士として通用する国家戦略特別区域限定保育士（以下、「地域限定保育士」という。）の資格を付与する仕組みとして、平成27年の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により創設された。

地域限定保育士制度の導入効果もあり、通常の保育士試験を年間2回実施する取組も広がり、平成29年度より全ての都道府県において年間2回の通常の保育士試験が実施されることとなった。令和6年度現在では、神奈川県、大阪府、沖縄県の3府県により地域限定保育士試験（以下、「地域限定試験」という。）が実施されている。

図表1-1：国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要		平成27年7月8日成立 平成27年7月15日公布
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。		
施行期日 ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → <u>平成27年9月1日</u> ② その他 一部改正規定 → 公布の日（平成27年7月15日）等		
改正内容（抜粋）	地域限定保育士の創設	
保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。		
〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。		
		
〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、 <u>3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。</u> ○ 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。		
認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて		
・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。 【国家戦略特区法第12条の4】		
・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。 【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】		
・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。 【施設運営基準告示第3】		

出所：こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会、2023. 第1回専門委員会資料2

図表 1-2：地域限定試験の実施状況

保育士試験の実施について	
○ 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、 平成27年度に地域限定保育士試験を創設 するとともに、 平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施 。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。	
【平成27年度】	
○ 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。	
【平成28年度】	
○ 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。	
<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）	<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）
・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施	・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施 ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施 （宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。）
【平成29年度～】	
○ 全ての都道府県において年2回の試験を実施。	
○ 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。	
<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）	<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）
・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施	・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施 ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度以降は沖縄県でも実施 （平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施）
<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）	
・神奈川県で地域限定保育士試験を実施	
【地域限定保育士試験】	
年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設。	
多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。	

※ 以後、1回目試験は「前期試験」、2回目試験は「後期試験」という。
出所：こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会、2023.
第1回専門委員会資料2

図表 1-3：令和6年度の地域限定試験の実施状況

自治体名	地域限定試験実施状況	
	筆記試験	保育実技講習会 (以下、「講習会」という。)
神奈川県	・後期試験と 別日程 で開催 ・ 県独自の試験問題 を作問	・実技試験とは別途、 保育実技講習会 を実施
大阪府	・後期試験と 同日程 で開催	
沖縄県	・後期試験と 同問題 で実施	

※ 大阪府、沖縄県では、地域限定試験に申し込んだ場合、後期試験と同日・同問題で筆記試験を受験した後、合格した場合は講習会を受講する（筆記試験後に実技試験と講習会を選択できるわけではない）。

出所：事務局にて作成

第2章 事業概要

1. 目的

資格取得し、登録した後3年間は当該国家戦略特別区域（以下「特区」という。）内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度については、現在、「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）に基づき、実施されており、規制改革実施計画（令和5年6月16日）において、「特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う」とされている。

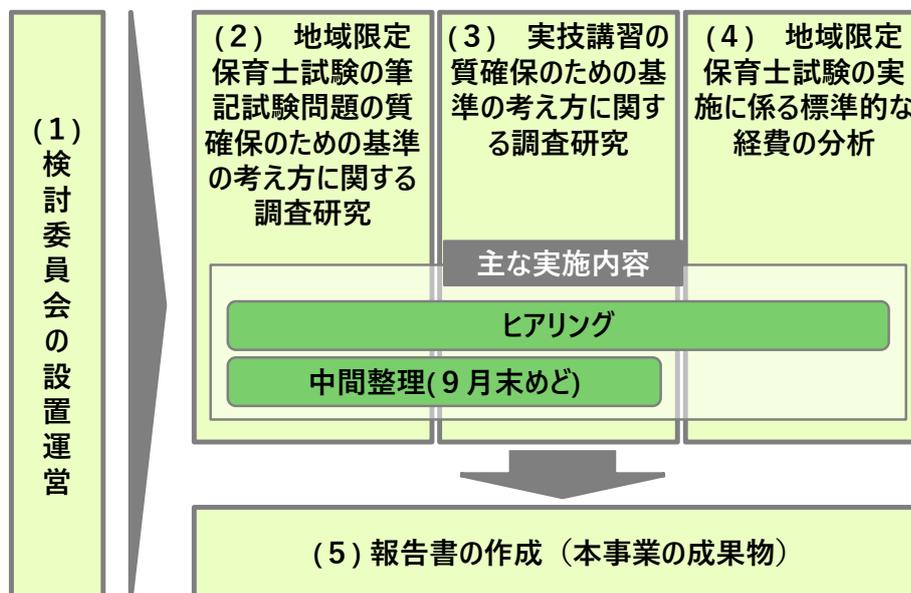
これを踏まえ、地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証を行う必要がある。このため、国において実施に向けた検討や更に中長期的な課題について検討するための調査研究を行う。

2. 事業内容

本事業では、地域限定試験を実施する自治体における、現状の取組内容を把握するためのヒアリング調査等を行い、検討委員会委員からの助言を基に、全国展開に向けた、更なる質の確保のために取りうる手法等について整理を行った。

- (1) 検討委員会の設置運営
- (2) 地域限定保育士試験の筆記試験問題の質確保のための基準の考え方に関する調査研究
- (3) 実技講習の質確保のための基準の考え方に関する調査研究
- (4) 地域限定保育士試験の実施に係る標準的な経費の分析
- (5) 事業報告書の作成

図表2-1：事業の全体像



(1) 検討委員会の設置・開催

地域限定試験、通常の保育士試験やテスト理論等の知見を有する学識経験者、計6名で構成する検討委員会を設置し、会議を年6回実施した。

なお、中間整理までの期間において、検討委員会では、ヒアリング調査におけるヒアリング調査項目等の検討、調査結果に基づく地域限定試験の全国展開に係る課題に関する議論等を実施した。以下に検討委員会の委員名簿を掲載する。

なお、本事業では、保育士試験の評価基準等、機密性の高い内容を扱うため、検討委員会の出席者から秘密保持に関する誓約書を事前に提出いただいた上で検討委員会を開催した。

図表2-2：検討委員会委員名簿

委員名簿 (○印は 座長、五十 音順、敬称 略)	○井上 真理子	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授
	椛島 香代	文京学院大学人間学部 教授
	小泉 裕子	鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 教授
	内藤 知美	田園調布学園大学子ども未来学部 教授
	槇 英子	淑徳大学総合福祉学部 教育福祉学科 教授
	光永 悠彦	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授

※ オブザーバー：こども家庭庁成育局成育基盤企画課、一般社団法人全国保育士養成協議会

※ 参考人：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課（神奈川県は第1回検討委員会のみ参考人として参加）

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表2-3：検討委員会開催概要

開催概要	<p>第1回検討委員会 日程：令和6年8月14日（水） 議事： 1 全体計画について 2 ヒアリング調査①（現行の地域限定試験の運用状況等）の報告</p>
	<p>第2回検討委員会 日程：令和6年9月10日（火） 議事： 1 ヒアリング調査②（地域限定試験実施自治体への追加照会、テスト理論に関する有識者ヒアリング）の報告 2 中間整理に向けた議論について</p>
	<p>第3回検討委員会 日程：令和6年10月15日（火） 議事： 1 中間整理（案）について 2 ヒアリング③（試験実施に係る標準的な経費等）の計画検討</p>
	<p>第4回検討委員会 日程：令和6年12月23日（月）～26日（木）（書面開催） 議事： 1 ヒアリング③（試験実施に係る標準的な経費等）の結果報告 2 報告書案の検討</p>
	<p>第5回検討委員会 日程：令和7年2月21日（金） 議事： 1 報告書案の検討</p>
	<p>第6回検討委員会 日程：令和7年3月10日（月） 議事： 1 報告書案の検討</p>

第3章 地域限定保育士試験の筆記試験問題の質確保のための基準の考え方に関する調査研究

1. 筆記試験に係るヒアリング調査の目的

地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、筆記試験の質を確保に向けた、現行の取組状況等を把握するためにヒアリング調査を実施した。

2. 筆記試験に係るヒアリング調査概要

(1) 調査の対象

地域限定試験実施自治体（神奈川県）、全国試験を実施する全国保育士養成協議会（以下、「保養協」という。）、テスト理論の有識者を対象とした。

(2) 調査の時期

自治体及び保養協	令和6年7月3日（水）～23日（火） ※8月下旬に追加照会を実施した
有識者※	令和6年8月28日（水）

※ 光永 悠彦 先生（名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授）に協力いただいた

(3) 調査の方法

自治体及び保養協	文書回答をいただいた上で、オンラインにて補足的にヒアリングを実施した。また、保養協に対しては、有識者ヒアリングの結果を受け、追加照会を実施した（保養協に対する追加照会結果は「3. 調査結果（2）有識者」に示す）。
有識者	オンラインにてヒアリングを実施した。

(4) 調査項目

調査項目を以下に示す。

図表3-1：筆記試験に係るヒアリング調査項目（自治体及び保養協）

地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
<p>1. 地域限定保育士試験（筆記試験）の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験運営に係るスケジュール ② 作問体制（試験委員の選定方法） ③ 作問方法 ④ 評価基準 ⑤ 国に対する報告内容 ⑥ 試験後のふりかえり方法 ⑦ 指定試験機関の選定基準 ⑧ その他試験実施において苦勞する点及びその対応 ⑨ 試験運営を円滑に行うための工夫 	<p>1. 【全国】保育士試験（筆記試験）の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験運営に係るスケジュール ② 作問体制（試験委員の選定方法） ③ 作問方法 ④ 評価基準 ⑤ 各都道府県に対する報告内容 ⑥ 試験後のふりかえり方法 ⑦ その他試験実施において苦勞する点及びその対応 ⑧ 試験運営を円滑に行うための工夫 ⑨ 筆記試験において、保育士の専門性及び試験問題の質の担保のために今後、改善、検討しようとしている点はあるか
<p>2. 【全国】保育士試験（筆記試験）を実施している全国保育士養成協議会との連携状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連携の内容（試験前～試験後の期間を含む） ② 連携の時期 ③ 連携の方法 ④ 連携する上で苦勞する点及びその対応 ⑤ 円滑に連携を行うための工夫 ⑥ 現行の地域限定保育士試験のノウハウを全国展開する際に課題となり得る事項 	<p>2. 地域限定試験（筆記試験）を実施している神奈川県との連携状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連携の内容（試験前～試験後の期間を含む） ② 連携の時期 ③ 連携の方法 ④ 連携する上で苦勞する点及びその対応 ⑤ 円滑に連携を行うための工夫 ⑥ 現行の地域限定保育士試験のノウハウを全国展開する際に課題となり得る事項 ⑦ 連携できる情報の範囲（自治体に共有できる情報と共有できない情報）・情報共有できない理由
<p>3. 地域限定試験で新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定試験機関の選定基準（指定試験機関に求める要件） ② 全国試験との等質性の検証方法、保養協との連携 ③ 国の定める基準に追加すべき事項 ④ 国の定める基準で修正すべき事項 ⑤ その他の留意事項 	<p>3. 地域限定試験で新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国試験との等質性の検証方法、保養協との連携 ② 国の定める基準（保育士試験実施要領）に追加すべき事項 ③ 国の定める基準（保育士試験実施要領）で修正すべき事項 ④ その他の留意事項
<p>4. 追加照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作問時に自治体（地域）に求められる資質に合わせることを意識して作問を行っているか 	<p>（この項目は表の右側が斜線が入っており、記載内容がない）</p>

図表3-2：筆記試験に係るヒアリング調査項目（有識者）

<p>1. 全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法</p> <p>① 等質性の検証において想定される流れ及び役割分担（国と自治体、保養協と他の指定試験機関のタスクや情報連携等）</p> <p>② 等質性の検証で用いるべき指標（正答率、選択率、識別指数等、その他活用すべき指標があるか）</p> <p>③ 上記②で用いる指標について、全国試験と地域限定試験の母集団が異なることによって指標の信頼性に影響があるか（特に受験者数が少なく過去の実績がない地域限定試験に関し）、また、この点を克服するために必要なデータ共有等の条件</p> <p>④ 上記②の活用方法（次回以降の作問時の活用等）</p> <p>⑤ 保養協で活用されている「問題区分」の期待される正答率の予想方法（保養協では期待する正答率の判断は試験委員の判断によるとのことで、新たに自治体で独自試験を実施する場合の判断基準としては、全国試験の過去の正答率を基に予想することが最大限できることか）</p> <p>⑥ 等質性の確保に向けた、国に対する試験実施の報告内容</p> <p>⑦ 上記⑥のほか、一般向けに公表すべき指標（受験者からの疑義を減らす工夫等を含む）</p> <p>⑧ 試験の難易度の公表内容、方法（試験の難易度は正答率と同義と捉えてよいか、また、一般公開すべきか、都道府県より国へ報告すべきか等）</p> <p>⑨ 等質性の検証方法で要綱・ガイドライン等で明文化すべき内容</p> <p>⑩ その他、等質性の検証において留意すべき点（地域性への配慮等を含む）</p>		
問題区分	内容	出題割合 (目安)
基礎問題	おおむね正答率80%以上を期待する問題	おおそ全体の20%程度
一般問題	おおむね正答率50%～80%未滿を期待する問題	おおそ全体の70%程度
専門問題	期待する正答率がおおむね50%に満たない問題	おおそ全体の10%程度
<p>2. 筆記試験の枠組みの統一</p> <p>① 過去問使用時の要件</p> <p>② 保養協同様 20%の過去問使用を仮定した場合、過去何年分の問題の蓄積が求められるか</p> <p>③ 独自試験を行う自治体が増えた際、自治体で全国試験の過去問を使用すると、保養協にて問題の重複を管理しきれなくなる懸念があるため、過去問は自治体独自試験と全国試験を明確に線引きするのが望ましいか、その反面、過去問の蓄積に乏しく、受験者も少ないことから「良問」の検証にも困難が予想される地域限定試験について、自治体内のみに閉じた過去問使用がどの程度実現可能か</p> <p>④ 筆記試験の枠組みとして国の基準に定めるべき内容</p> <p>⑤ その他、筆記試験の枠組みの統一で留意すべき点</p>		

3. 調査結果

(1) 地域限定試験実施自治体及び全国保育士養成協議会

	地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
1. 保育士試験の運営	試験運営スケジュール 【直営事務】 2月：試験委員全体会 （試験問題の作成要領の配布、昨年度の注意事項の説明等を実施） 3～6月：試験問題の作成 5月：受験会場確定、選定会議 6月：試験問題校正 8月：判定会議	① 試験運営は大きく分けて、試験問題の作成関係、受験申請・審査関係、会場関係に分けて実施。
	作問体制（委員の選定方法） ① 試験委員は、 <u>特定の県内指定保育士養成施設（以下、「養成校」という。）</u> に偏らないように選定した上で、主に県内養成校から推薦された教授等に委嘱（2年任期）。 ② 各科目複数体制（ <u>各科目3名</u> ）。	① 筆記試験委員は原則、 <u>養成校の教員として担当科目を教えている、准教授以上の方を各科目担当の委員から推薦いただき、委員長・副委員長が選定（2年任期）。</u> ② <u>科目全体の専門領域を網羅し、年2回の作問に対応するため、各科目の人数は先生の希望に沿って柔軟に対応（1科目当たり、委員4～5名）。</u> ③ 各科目に「幹事委員」を置き、問題の取りまとめ等を実施。
	作問方法 ① 各科目複数体制で作問を実施。試験委員の中には、全国試験の試験委員の経験者もいる（試験委員会の事務局機能は県が担い、 <u>県職員もチェック</u> を行っている）。 ② <u>チェック委員は、問題作成委員と同じ専門分野の先生に依頼しており、試験問題として適切かを確認</u> いただいている。 ③ <u>県職員は誤字脱字や出題形式の体裁に加え、根拠資料と比較して、受験者より疑義が出るおそれがないかをチェックする。</u>	① 作問は以下の流れで実施。 (1) 出題テーマを決める。 (2) <u>出題形式及び問題区分</u> を決める。 (3) 具体的な内容を検討し作問。 (4) 科目別委員会を開催：後期用、翌年前期用問題振り分け、 <u>問題の解説、根拠資料があることを確認（事務局を科目ごとに1人配置）。</u> (5) 問題提出：事務局へ提出。 (6) 試験問題選定会議：幹事委員が出席、 <u>重複問題の確認等</u> を実施。 (7) <u>チェック委員（各科目につき元試験委員1名以上）によるチェック</u> ：科目間の重複、根拠がはっきりしているか、正誤が1つになる作問となっているか等。 (8) 委員長、副委員長合議により、問

	地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
<p>1. 評価基準 （難易度調整等含む）</p> <p>1. 保育士試験の運営</p>	<p>① 作問にあたり、<u>全国試験との難易度の平準化や、試験問題の重複などに留意</u>している。試験問題の作成開始にあたり、<u>試験委員には事前に過去7か年分の全国試験問題を提供</u>。</p> <p>② 試験問題の選定会議において科目間の重複等の確認をするとともに多角的な観点での意見を得るため、<u>類似の専門分野の先生方をグループ分けし、確認</u>いただいている。</p> <p>③ 全国試験と比べて県独自の保育士試験の方が難しい傾向があるため、全国の問題を参考にしながら、なるべく難易度が全国と同程度になるよう先生方にも依頼している。具体的には、<u>過年度の判定会議の正答率を参考にしながら問題を作成し、必要に応じて難易度を調整し、全国試験と比べて同じ傾向の質問が出題できるよう調整（選択率や識別指数は算出・活用していない）</u>。</p>	<p>題を決定。</p> <p>② 予備問題は科目ごとで作成要否を判断。</p> <p>③ 情報漏洩対策としてメールによる相談は行わず、対面・電話・郵送等でやり取り。</p> <p>④ <u>令和4年後期以降、原則として問題数の20%を過去問題から出題</u>。なお、<u>使用する過去問題は、過去の正答率や識別指数を参考にし、また、疑義が発生していない問題を使用</u>。</p> <p>① 試験委員に対して、出題根拠の客観性、文書表現の統一、「保育士」として必要な知識を問う問題であること等を説明し、また、<u>全ての問題（選択肢）に解説の記載と根拠資料の提出を求めている</u>。</p> <p>② <u>問題のチェックは、科目別委員会、事務局、チェック委員によるチェック等により問題の質の担保を図っている</u>。</p> <p>③ 試験問題の選定は、<u>出題根拠の客観性のほか、法令の条文や人物など内容について重複がないか、同一科目のほか、他科目も確認してから採用している</u>。<u>過去問題の使用にあたっては、正答率や識別指数といった実施結果を確認して、全体の難易度を調整</u>。</p> <p>④ 令和6年後期試験より、出題者が受験者に期待するおおむねの正答率により<u>問題区分</u>（基礎問題、一般問題、専門問題）を設け、各科目別に<u>問題区分ごとの出題割合を一定</u>としている。</p>

	地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>問題区分</th> <th>内容</th> <th>出題割合（目安）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎問題</td> <td>おおむね正答率80%以上を期待する問題</td> <td>おおよそ全体の20%程度</td> </tr> <tr> <td>一般問題</td> <td>おおむね正答率50%～80%未満を期待する問題</td> <td>おおよそ全体の70%程度</td> </tr> <tr> <td>専門問題</td> <td>期待する正答率がおおむね50%に満たない問題</td> <td>おおよそ全体の10%程度</td> </tr> </tbody> </table>	問題区分	内容	出題割合（目安）	基礎問題	おおむね正答率80%以上を期待する問題	おおよそ全体の20%程度	一般問題	おおむね正答率50%～80%未満を期待する問題	おおよそ全体の70%程度	専門問題	期待する正答率がおおむね50%に満たない問題	おおよそ全体の10%程度
問題区分	内容	出題割合（目安）												
基礎問題	おおむね正答率80%以上を期待する問題	おおよそ全体の20%程度												
一般問題	おおむね正答率50%～80%未満を期待する問題	おおよそ全体の70%程度												
専門問題	期待する正答率がおおむね50%に満たない問題	おおよそ全体の10%程度												
1. 保育士試験の運営	国/都道府県への報告内容	<p>① 国で定める内容以外の報告はなし。</p> <p>① 保育士試験実施状況報告書のほか、疾病、障害等により特別な配慮を要する旨の申請があった受験者に対する対応等について報告。</p>												
	試験後の振り返り	<p>① 判定会議において、正答率や疑義が生じた問題について、問題作成委員に報告等しながら、次年度の作問時に気を付ける点等について振り返りを実施。</p> <p>② 県職員間で、筆記試験運営に係る課題・改善点等を検討。</p> <p>① 結果判定会議において全ての設問の正答率と識別指数のほか、受験者の選択した選択肢と正答が異なった場合の比較、科目別に過去5回分の合格率の推移や正答率別の問題数の分布、得点別の受験者数の分布などを算出して報告。</p>												
	指定試験機関の選定基準	<p>① 作問部分も委託できるならばしたい。</p>												
	試験実施における苦労	<p>① 平成27年に初めて実施した際は学園祭の時期であり大学の会場が借りられず、県立高校7、8会場で実施した（現在は時期をずらし大学1、2か所で開催）。会場の数が多く苦労したという反省も踏まえて、運営の適正化を図っている。</p> <p>① 年2回分の試験問題を各分野の試験委員に作成していただくため、スケジュール管理に気を配っている。</p> <p>② 受験者等から正答について問合せがくるが、試験委員会で決めており、協議会では説明しないため、電話等の対応に苦慮することがある。</p>												
	試験運営円滑化の工夫	<p>① 受験申請書を出していただくタイミングで、受験資格の有無の審査を委託している。審査に係るマニュアルは県で作成。</p> <p>① スケジュール管理。</p>												

	地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
1. 保育士試験の運営 質の担保のための改善点		① 令和3年に保養協に「保育士試験のあり方検討会」を設置し、 <u>筆記試験科目の包括化、難易度の公平性の確保、試験問題のプール制の導入等</u> について検討した。その結果令和4年後期から <u>過去（既出）問題</u> を、令和6年後期から <u>多肢選択問題</u> をそれぞれ一部出題することとした。
2. 自治体と保養協の連携 連携の内容	① 試験問題の作成。 ② 保養協に管理IDの照会。 ③ 全国試験分の成績データ照会。 ④ 県独自地域限定試験の受験者データ提供。 ⑤ 県独自地域限定試験の筆記試験結果データ提供。 ⑥ 県独自地域限定試験の最終合格者データ提供。 ⑦ 見込受験者解消データ提供。	① 見込受験者データ提供（5月上旬）。 ② 既受験者データ提供（6月末）。 ③ 神奈川県受験者データ受領（6月末）。 ④ 独自試験結果データ受領（9月上旬）。 ⑤ 実技講習結果受領（12月末）。
全国試験との等質性の検証、役割分担	① <u>保養協内のシステムに合う様式のデータ</u> を渡している。	① 筆記試験問題の作成方法に関して、出題方法や出題方針、文章表現の統一などの情報提供（ <u>マニュアル等の提供</u> ）を行ったうえで作問。 ② 筆記試験実施後に受験者数と科目別の合格者数等について情報交換。
連携方法	① 電子メール（パスワード付） ② パスワードはメールでは送らず、電話にて口頭で伝達。	① 地域限定試験開始時は担当者同士で打ち合わせ、 <u>マニュアルの提供</u> などを行った。 ② その後はメールにて受験者データ等のデータ授受を行っている。
連携における苦勞	① <u>提供するデータ</u> について、各システム担当者も含めて <u>様式を調整</u> する必要がある。 ② 全国試験と地域限定試験の合格科目情報を次の試験実施日までに共有する必要があり、スケジュールが非常にタイト。	① 仕様と異なるデータが届いた場合、 <u>システムエラー</u> となり連携が不可になるため、再処理に時間を要するためバッファを持たせる必要がある。

		地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
2. 自治体と保養協の連携	連携円滑化の工夫	① 提供するデータについては、円滑に連携できるよう各システム担当者も含めて様式を調整。	① 事前確認とスケジュールリング。
	全国展開する際の課題	① 自治体により筆記試験の実施日が異なる場合、 <u>合格科目情報をどのように連携するのか調整が必要。</u>	① 全国の前期試験の結果が決まる前に神奈川県の試験を申し込む必要があり、同様に神奈川県の試験結果が決まる前に全国の後期試験に申し込む必要がある。 ② 照会の電話も多く、結果的に不要な試験を申し込むことや試験の申込み忘れが起こることもある。 <u>受験者の申込み時期等に益々無理が生じる。</u> 一方、指定試験機関における <u>受験申請者情報や科目ごと合否情報の交換や連携が困難</u> となり、結果的に受験者に迷惑をかけるおそれもある。
3. 地域限定試験で新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項	全国試験との等質性の検証方法、保養協との連携	① 県と指定試験機関において、実施内容について常に調整を行っている。	① あらかじめ筆記試験問題の作成方法に関して、出題方法や出題方針、文章表現の統一などの情報提供（マニュアル等の提供）を行ったうえで作問する。筆記試験実施後に <u>受験者数と科目別の合格者数について情報交換する。</u>
	国の基準に追加すべき事項	① 特になし。	① <u>出題数、過去問題や多肢選択問題の使用</u> についてなどを、国の基準で具体的に定めてはどうか。
	国の基準で修正すべき事項	① 特になし。	① 「試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量および難易度とする」という記載を改め、 <u>出題数および難易度を具体的に示した方が良い。</u> ② 出題数は国の要領で記載されおらず、当協議会の作成要領で記載している。問題数等は国の要領に記載し、統一した方が良い。今後、過去問題や多肢選択問題も使い始めるため、各指定試験機関でバラバラになる可能性がある。

	地域限定試験実施自治体（神奈川県）	保養協
その他の留意事項	① 特になし。	① <u>等質性については事前の難易度調整の実施は困難</u> と考えており、事後の結果を交換。
4. 追加照会 作問時の地域性の考慮	① <u>全国共通試験と試験問題のレベルで差が生じないように配慮しているため、違いを設けることは念頭に置いていない。</u>	

(2) 有識者

※ グレーの網掛けにて、有識者ヒアリングを受けて実施した保養協への追加照会結果を示す。

1. 全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法	等質性の検証の流れ及び役割分担	<p>① 保養協が本案件に関してリードするのがふさわしいかを検討すべき。<u>保養協か子ども家庭庁が等質性の検証をリードする構図になるのだろう</u>と考えている。</p> <p>② <u>保養協がリードした方がスムーズに行くと考えている。</u>もともと試験の作問をしている団体であるため、作問等のノウハウがある。そのノウハウを文化として定着させてきたのは保養協であり、国はそれを外から見て評価する立場であると思うため、等質性の検証においてもその枠組みをそのまま継続した方がよいと考える。ただし、保養協の意見や国として目指すべき形も踏まえて考えていく必要がある。</p>
	等質性の検証で用いるべき指標	<p>① 正答率、選択率、識別指数のほか、<u>設問回答率分析図(トレースライン)</u>と呼ぶ指標も用いるとよい。</p> <p>② これは、多肢選択式でどの選択肢を選んだか、成績の良い人、中くらいの人、良くない人を<u>正答率で3分割（受検者数が多い（おおむね200～300名以上）場合は5分割）し、選択肢の数だけプロットするもの。</u>その図を活用すると、選択率や正答率だけでなく、この選択肢は地方自治体では選ばれているが全国試験では選ばれていないといった比較もできる。</p> <p>③ 通常の処理の中に少し追加するだけであるため、<u>自治体においても分析可能</u>と考える。</p> <p>⇒（保養協）（当該指標を求めに応じて提示可能かについて、）<u>現在全ての設問の正答率と識別指数を電算システムにより算出して、結果判定会議において報告しているが、指標の算出方法が不明である。</u></p>
	上記で用いる指標について、全国試験と地域限定試験の指標の信頼性への影響及び必要なデータ共有等の条件	<p>① （全国試験で1、2万人が受ける試験結果を分析する場合と、数百人程度の受験者の試験結果を分析する場合との比較において、）<u>少人数に対して指標を出すと、母集団が同じだと考える場合、「測定の標準誤差」の影響をより大きく受けることで値のばらつきが増えるおそれがある。</u>測定の標準誤差を減らすためには、測定される尺度の信頼性を高める（問題を改良してテストの質を高める）か、人数を増やすしかない。</p>

	② 指標の確からしさを「測定の標準誤差」として数値的に示すことは可能である。その場合、例えば正答率 60%であるが、本当は 50-70%の間であるかもしれないと示すことができる。
上記指標の活用方法	① まずは、 <u>作問者の先生方に過去に作成した問題とその正答率、選択率、その他の指標をひとまとめにしたシートを問題の数だけ渡す。</u> それを踏まえ、この傾向の問題はこのような正答率になるのではないか、といったこと議論していただき、 <u>作問いただく</u> という流れである。指標に着目した作問を行うためには、設問回答率分析図等、ある程度問題の質や傾向を作問委員に共有するステップが必要であると考ええる。 ⇒ (保養協) (当該指標を活用する際の指標について、) 設問回答率分析図等の作成に必要な事務分量によって判断することとなるが、 <u>恒常的に算定する場合は、電算システムの改修が必要になるかもしれない。</u> その場合は <u>経費が発生する可能性</u> もある。
保養協で活用されている「問題区分」の期待される正答率の予想方法	① 期待される正答率のみが判断の根拠になるように読み取れるが、本来であれば、 <u>基礎問題は基礎的な内容・事項を測っているだけであり、それらの問題が 80%以上の正答率になるのはわからない。</u> 各区分の問題において正答率の範囲に入っているものと入っていないもので 2×3 のマトリックスがある。一部、期待される正答率の範囲に入らない質問に関しても、例えば基礎問題であると作問者の中で合意を得た上で作るようになると思う。
等質性の確保に向けた、国への試験実施の報告内容	① 例えば開示請求を受けた際、等質性の確保に向けて、とは言っているものの、実情として等質性が確保できていないと、ということになると困る。 ② (各自治体の) それぞれがデータベースを保持し、報告の位置づけではこの部分をデータ提供し、単なる連絡調整のように、問題の性質や検討するためであればこの部分を出す、というように、 <u>機密性に応じてレイヤー、レベル分けをし、情報のやり取りをするとしても良い</u> と感じた。
上記のほか、一般向けに公表すべき指標	① 受験者から指摘されがちな内容を公表すればよいため、 <u>今まで公表していた内容を公表するのが良い</u> と思う。 ② 一般に公表する際、受験者は公表された情報に基づいて対策を取るため、識別指数や選択率等の参考にしづらい <u>複雑な指標は公表する必要はない</u> と思う。(※ 保養協、神奈川県では問題のほかは正答のみ公表)
試験の難易度の公表内容、方法	① <u>全国試験及び地域限定試験の母集団の能力分布が同じであり、かつ毎年その分布が変わらず、同じレベルの受験者層が受験する</u> という仮定が正しければ、 <u>試験の難易度は正答率と同義</u> と捉えてよい。
等質性の検証方法で要綱・ガイドライン等で明文化すべき内容	① ガイドラインで定められた事項を守れば等質であろうという検証ができるということであり、ガイドライン自体が数回の <u>実践を伴って定まった内容でなければ空文化してしまうリスク</u> があるため、慎重に考える必要がある。 ② テスト理論的には、 <u>等質性を検証する上では保養協の難易度を基準にして各自治体の試験の難易度の分布が大幅に異なる</u> こと、 <u>といった記載をするの</u> だろうと思う。複数ある問題の正答率に関して、散らばりが問題単位で出てくると考えられる。問題 1 は 0%、問題 2 は

		<p>〇%、といった表があり、表を比較した際に大幅に異なるということとは必須だと思う。ただし、難易度だけではなく、問題の質についても考える必要がある。</p>
2. 筆記試験の枠組みの統一	<p>その他、等質性の検証において留意すべき点（地域性への配慮等を含む）</p>	<p>① 地域性への配慮については悩ましい。地域の独自色が強まると、等質性から逸脱する部分が生じるが、それが良いのかという議論が生じることを気にしている。検証過程においても等質性は大事であるが、あくまで試験の公平性を確保するという範囲内で等質であるということさえ言えば良く、そのバランスをどのように捉えるかというのは受験者から見て主観的な公平性の考え方にも関連していると考えているため、注意が必要である。</p>
	<p>過去問使用時の要件（過去問の蓄積）</p>	<p>① 過去問の蓄積は多ければ多いほど良い。 ② （これまでに出题された質問のうち、）何割程度が過去問として使用されてほしいというのを基準に決めると良いと思われる。経験上では4割程度が過去問として使用されており、6割程度が1回しか出題されていない問題というパターンが多い。 ③ （20%という過去問の出题割合について、過去問の蓄積がこれからの自治体も出てくるため、）最大20%と提示すると良い。</p> <p>⇒（保養協）（過去問としての使用割合及び使用回数の想定について、）原則として問題数の20%を上限に過去問題から出題している。科目によっては制度改正が頻繁に行われている、学術的知見が更新されるなどの理由で、20%の出题が難しい科目もある。令和4年後期試験から出題しているが、今のところ使用回数については制限していない。</p>
	<p>過去問使用時の要件（過去問の使用範囲）</p>	<p>① 自治体で全国試験の過去問を使用した場合、ある問題を最大で47の自治体がそれぞれ出題することになる。過去問を使用するのは、過去の傾向と比較するために使用する目的があると思うが、各都道府県でバラバラに出題し、その結果算出された正答率を保養協で活用したいという要求は出ていないと感じる。 ② 逆に、自治体が独自に全国試験の過去問を出題できれば、自治体の中で、過去の傾向と比較できるが、自治体独自の内容となるため、自治体をまたいだ比較はできなくなる。 ③ （過去問の使用の全国試験と自治体独自試験の線引きは、）過去問を活用する目的による。</p> <p>⇒（保養協）（過去問の使用範囲について、）現在神奈川県地域限定試験との出題の重複については、当協議会では調整していない。もし、自治体独自試験との出題の調整を当協議会で行うことが必要となると、自治体と当協議会の間で、調整にかかる委託や費用負担等について、取決めが必要になるのではないと思われる。</p> <p>⇒（保養協）（過去問の使用目的について、）過去問題を使用する目的は、主に次の通り。 i. 保育士として必要とされる特に重要な事項を、過去問題として繰り返し出題することで、受験者の学習を誘導する効果が期待できる。 ii. 試験問題の質や難易度を一定に保つことが期待できる。 iii. 試験委員の作問に係る負担の軽減を図る。</p>

<p>筆記試験の枠組みとして国の基準に定めるべき内容</p>	<p>① 大枠として必要最低限の位置付けなのだろうと考えている。基準を固めると、それだけが必要事項ととられてしまい、その枠組みの中で工夫することになるため、国で詳細なところまで基準を固めるのはあまり望ましくないと感じる。</p> <p>② (多肢選択問題や過去問の使用割合等を国の基準で定めなければ、様々な試験が行われることになる可能性については、) 例えば、あまりにも過去問使用が少なくなると、等質性の検証が困難になる。明文化された基準が情報として定まっていなかったため、もう少し時間が必要なのだろうと思う。これに関してはやってみないとわからないこともある。</p>
<p>その他、筆記試験の枠組みの統一で留意すべき点</p>	<p>① 特になし。</p>

4. 考察

本調査研究の目的は、地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点等から検討を行い、自治体が試験の質を確保するために必要な事項を整理することである。

この目的を果たすため、各種調査結果及び検討委員会での議論等も踏まえながら、以下の視点から整理する。

- (1) 作問体制（委員の選定方法を含む）
- (2) 作問方法
- (3) 全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法
- (4) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）及び他の地域限定保育士試験を実施している実施主体と情報共有する内容・時期・方法
- (5) 新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項

(1) 作問体制（委員の選定方法を含む）

1) 現行の取組

保育士試験委員の選任については、児童福祉法施行規則第六条の十五で以下の通り定められており、その他、人数等についての規定はない。

令(児童福祉法施行令)第六条に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

また、作問体制に係る前述のヒアリング調査結果を、より細かくカテゴライズすると下図の通りである。年間で実施する試験回数の違いから、試験委員数等にも違いがみられる。

図表3-3：作問体制の比較表

	神奈川県	保養協
試験委員の所属	主に養成校	養成校
試験委員の任期	2年	2年
試験委員の再任	10年を超えて再任できない。 (ただし、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事業がある場合を除く)	4期連続して再任しない (適切な後任者が見つからないなどの特別な事業がある場合を除く)
後任の選定方法	各科目担当委員からの推薦	各科目担当委員からの推薦
試験問題作成委員数	1科目当たり2名 (試験回数1回/年) ※試験委員の中には全国試験の試験委員経験者もいる	1科目当たり4～5名 (試験回数2回/年) (委員の専門分野が科目全体を網羅できるよう配慮)
チェック委員数	1科目当たり1名	1科目当たり1名以上
チェック委員の特徴	試験委員と同じ分野の教員	元試験委員
事務局の体制	問題の確認等を兼務で実施。 科目ごとで主任、副主任を付け、複数人でチェック	作問は課長1名(他課と併任)の他3名の正規職員で担当。 科目ごとに担当を1人付け、課全員で全ての科目を複数回チェック

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 保育士試験の作問経験者の参画を検討する

養成校の教員は、試験科目の専門家であったとしても、必ずしも保育士試験の作問に係る知見を有するとは限らない。そのため、全国試験との等質性を図るために、地域限定試験の試験委員に、保育士試験の作問経験者が参画することができれば、更なる質の確保につなげることができると考えられる。なお、科目ごとで保育士試験の作問経験者が参画することは難しいと考えられるため、関連する科目※ごとに1人、若しくは、少なくとも試験委員全体の中に数人の作問経験者が参画することが望まれる。ただし、筆記試験を独自で作成する自治体が増えた場合には、作問経験者に限らず、試験委員の後任の選定を含め、試験委員の確保が困難になることが今後の課題として考えられる(各試験委員の任期の兼ね合いで、委員が一斉に交代することのないよう留意する必要もある)。

試験委員の確保に向けては、全国試験と地域限定試験の試験委員を兼ねる場合や、複数の地域限定試験の試験委員を兼ねる場合も考えられる。そのため、地域限定試験を行う各自治体においては、複数の試験の試験委員を兼ねる可能性を考慮した上で、児童福祉法第十八条の八の守秘義務に関する規定に加え、誓約書の取り交わしや各種資料の厳格な取扱い、また、試験委員に対して繰り返し注意喚起を行うなど、徹底した情報漏洩対策が求められる。

※ 関連する科目は、①（保育）保育原理、教育原理、保育実習理論、②（福祉）社会福祉、子ども家庭福祉、社会的養護、③（心理・保健）保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、の3つの分類が考えられる。

② 試験委員数を検討する際は委員の専門分野を考慮する

上記1) で述べた通り、試験回数の違いから、神奈川県と保養協では1科目当たりの試験委員数に違いがみられた。これは試験委員1人当たりの作問量に応じた人数の違いだと考えられるが、保養協においては、各試験委員の専門性が、各科目の出題範囲全体をカバーできるようにするという視点からも考慮がなされていた。試験委員の人数が少ない場合、専門領域が各科目の全体をカバーできない可能性もある点には留意が必要である。

③ 問題の確認作業を踏まえた作問体制を整備する

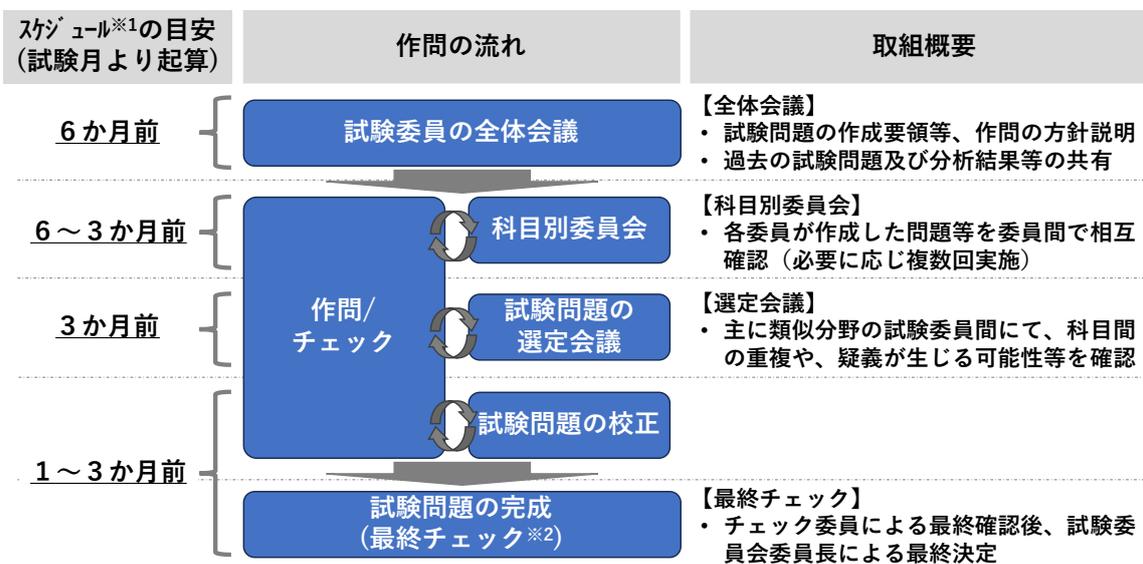
筆記試験の作問に当たっては、作問だけではなく、問題や選択肢の誤字脱字、根拠資料との整合性、科目間や全国試験との重複がないか等の確認が必要となる。そのため、試験委員、チェック委員、事務局における確認作業も踏まえた作問体制の整備が求められる。

(2) 作問方法

1) 現行の取組

作問の流れは、神奈川県と保養協で大きな相違はなく、全体会議で作問の方向性について試験委員と共有した後、科目ごとに作問を行い、科目間の重複や試験問題及び選択肢の妥当性、誤字脱字といった形式的なチェック等を経た後に試験問題が完成する（下図参照）。

図表3-4：作問の流れ（概要）



※1 スケジュールは神奈川県をベースに記載（保養協は2回分の作問を行うため）

※2 チェック委員による最終チェックの過程で疑義が生じた場合は、作問委員による作問のプロセスに戻る

出所：神奈川県へのヒアリング結果等を基に事務局にて作成

図表3-5：作問/チェックの役割分担

試験委員	試験問題作成委員	・ 作問及び全ての問題（選択肢）の解説を作成する ・ 全ての問題（選択肢）の根拠資料を事務局に提出する（書籍などのテキスト等が根拠の場合は、著者が異なる複数のテキストを根拠資料とする）
	チェック委員	・ 問題/選択肢の根拠・誤字脱字・疑義が生じる可能性等を確認する
	事務局	・ 同上

出所：神奈川県へのヒアリング結果等を基に事務局にて作成

ただし、試験問題の質を担保するための取組として、①期待される正答率ごとの問題区分、②作問時に参考にする指標、③多様な出題形式、の主に3つの観点で相違が見られた。

① 期待される正答率ごとの問題区分

保養協では、令和6年後期試験から出題者が受験者に期待するおおむねの正答率により問題区分を設け、各科目別に問題区分ごとの出題割合を一定とすることとしている。これは、出題者が期待する正答率ごとに、出題割合を一定とすることで難易度を一定にすることを意図した取組である。なお、これまでも過去と同程度の難易度にするとは意識されてきたが、当該取組は、それを見える化したものである。

なお、神奈川県においては、この問題区分を想定した作問を行ってはいない。

図表3-6：問題区分

問題区分	期待される正答率ごとの区分	出題割合
基礎問題	おおむね正答率 <u>80%以上</u> を期待する問題	<u>20%</u> 程度
一般問題	おおむね正答率 <u>50%～80%未満</u> を期待する問題	<u>70%</u> 程度
専門問題	おおむね正答率 <u>50%未満</u> を期待する問題	<u>10%</u> 程度

出所：ヒアリング結果を基に事務局にて一部加工

② 作問時に参考にする指標

作問時に参考にする過去の試験問題の数値的な分析結果について、神奈川県では各問題の正答率のみを参考にしているのに対し、保養協では各問題の正答率と識別指数を参考にしているほか、選択率が最も大きくなった選択肢と正答選択肢が異なっているかの検討、科目別に過去5回分の試験における合格率の推移や正答率別の問題数の分布、得点別の受験者数の分布などを算出して試験委員に報告している。

③ 過去問の使用

保養協においては、令和4年の後期試験から過去（既出）問題を、令和6年後期試験からは多肢選択問題をそれぞれ一部出題することとしている。過去（既出）問題は、原則として問題数の20%（20問科目では4問、10問科目では2問。保育実習理論は担当分野ごとに1問）出題することとされている。なお、過去（既出）問題を使用する目的は以下の通りである。

- 保育士として必要とされる特に重要な事項や良質な問題を、過去問題として繰り返し出題することで、受験者の学習を誘導する効果が期待できる。
- 試験問題の作問時に正答率の予想が立てやすくなり、問題の質や難易度の分布を一定に保つ効果が期待できる。
- 試験委員の作問に係る負担の軽減を図る。

また、科目別合格の結果が3年間有効であることを踏まえ、同じ受験者に同じ試験問題を出すことを避けるべく、原則3年間は再出題しないこととしている。

事務局による過去問題の確認は、作問時に作問者から「〇年〇期の科目〇〇の問〇を使用した」旨の情報を共有いただき、その内容を基に確認している。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 地域限定保育士試験における問題区分の考え方の導入

試験の難易度については、保育士試験実施要領にて、以下のように記載されている。

第2 試験実施の方法

6 出題方針

出題に当たっては、各科目共通に次の事項に留意すること。また個々の科目の留意事項は、保育士試験出題範囲に定めるとおりとする。

ウ 試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量及び難易度とする。

地域限定試験と全国試験の難易度に大きな乖離を生じさせないためには、保育士試験実施要領において、より詳細な枠組みを提示することも方法として考えられる。その際、全国試験で用いられている、期待される正答率に基づく「問題区分」という考え方を地域限定試験でも導入することは、同質な試験を作成する上で有効であると考えられる。

② 作問時に最低限参考にする指標（分析結果）及び作問プロセスの標準化

作問をする際は、過去に出題された問題の正答率等を参考にすることになる。その際、最低限参考にすべき指標及び作問のプロセスを標準化することも、地域限定試験と全国試験の質を揃えることにつながると考えられる。

指標については、全国試験ですでに用いられている、正答率、識別指数、選択率という3つの指標のほか、設問回答率分析図(トレースライン)を活用することが考えられる（詳細は P31 参照）。ただし、受験者が少ない場合、各指標の誤差が大きく、全国試験の傾向と大きく異なる可能性があるため、このような解釈上の限界を作成時点で考慮する必要がある。この課題を解消するためには受験者数を増やす必要があるため、他の自治体で実施する試験と同じ問題を用いる（公平性のために同日程とする必要あり）ことが考えられる。

さらに、作問のプロセスについては、神奈川県における地域限定試験や全国試験で行われているように、以下の流れを、国が標準として示すことで指標に着目した作問を推進することにつながると考えられる。

- i 過去に出題された問題や選択肢に関する指標（分析結果）を作問委員に提供する
- ii 上記 i の指標を基に、作問委員間での議論等も含め作問を行う
(過去の正答率等を基に、同じ傾向の問題の正答率を予想する等)

③ 過去問*使用のルールの設定

全国試験・地域限定試験ともに、試験問題が試験後速やかに公開されることが前提となっていることや、保育士資格を取得するための試験として、高い公平性、妥当性が求められる試験であるという観点から、新たな試験は新問で行うことが原則となる。

一方で、過去問については、地域限定保育士としての資質を測る上で特に重要な事項を継続的に確認する必要性、識別力の高い良問の活用、試験問題作成の負担軽減などの観点から、全国試験において令和4年の後期試験から過去（既出）問題の活用が開始され、今後、神奈川県や、今後地域限定試験を実施する自治体においても同様に過去問題の活用が行われることが考えられる。いずれの場合でも、同一の問題が続けて出題されてしまうと試験の公平性に影響するため、過去問題を活用する際は、保育士試験の公平性、妥当性を著しく損なうことがないよう、「3年以内に再出題を行わない」などといったルールを地域限定試験においても設けることが考えられる。

また、使用する過去問題は、過去の出題時の正答率や識別指数などから一定の識別力を有することや、最新の制度的・学術的な動向を踏まえて試験問題としての妥当性を引き続き有することを、運用上、可能な範囲で検証したものであることを求めることに加え、過去問を使用する数は、地域限定試験においても全国試験と同様、最大で20%と提示することや、これまでに出题された問題のうち、何割程度を過去問として使用するか、という基準を設けておくことと全国試験と地域限定試験の等質性を確保することにつながると考えられる。

※ ここでいう過去問には、過去問題をそのまま使用する場合（表現上の微修正を加える場合を含む）のほか、過去の出題時の疑義、制度改正、新たな学説、同一試験内での問題の重複等への対応により、過去問題に加筆修正をする場合が含まれる。また「過去問を修正する」という場合には、問題文や選択肢（正答選択肢、誤答選択肢を問わない）の一部のみ修正することも含まれる。なお、過去問題に加筆修正を行う場合は、当時の正答率（難易度）との間に差が出る可能性が高くなることに留意する必要がある。

(3) 全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法

1) 現行の取組

神奈川県では上記(1)、(2)の作問体制及び作問方法にて試験問題の作成を行っており、過去問題の正答率を踏まえたり、全国試験の問題と同じ傾向の問題を出題するなど、可能な限り全国試験と難易度が同程度になるよう調整が行われている。また、試験実施後の振り返りとしては、問題ごとの正答率や疑義が生じた問題等について試験委員と共有し、次年度以降の作問に活かしている。ただし、上記(2)1)①で述べた通り、神奈川県では問題区分の考え方が用いられておらず、また、神奈川県と保養協の間で、試験後の分析結果の共有は行われていない。

試験後の試験結果の公表については、全国試験と同様、試験で用いた問題及び正答を示

しており、正答率等の指標は公表していない。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 等質性の検証における役割分担を明確にする

保育士試験は都道府県が実施する試験であるため、全国試験と地域限定試験の等質性の検証を行う主体は、試験に係る各種データを保有する保養協及び地域限定試験を行う自治体である。また、国においては、保養協や各自治体の事務負担に配慮した検証方法、等質性の担保の方法を検討することが望まれる。まずは、このような役割分担を明確化することが必要となる。

② 全国試験との等質性の検証を行う（都道府県の役割）

等質性を検証する上では全国試験や上記（2）2）①の問題区分の枠組み等の基準との比較を行い、大きな乖離が確認できた場合は、その原因について分析すること等により、保育士試験が各回で等質となるよう検証することが望まれる（下図参照）。なお、下図の2、3はいずれも問題区分を活用した検証であるが、全国試験においても問題区分の枠組みを踏まえて作問をするため、2の検証を優先して行うことが望まれる。

図表3-7：全国試験との等質性の検証内容の例

	検証内容の例	検証単位
1	都道府県が正答率や問題内容から過去問の難易度を見積もり、試験後に当該問題の正答率を過去問出題時点と比較した上で、難易度について検討する	問題ごと
2	上記（2）2）①の問題区分の枠組みに当てはめ、区分ごとの問題数を確認するとともに、特に、事前に予想していた正答率と大きく乖離があった問題については、上記（2）2）②の指標等を基に、その原因について分析する	科目ごと
3	本図表の上記2の問題区分の枠組みへの当てはめた分布について、全国試験の結果との比較を行う（分布が大幅に異なる場合はその原因について分析する）	科目ごと
4	得点別の受験者割合について、全国試験の結果との比較を行う（分布が大幅に異なる場合はその原因について分析する）	科目ごと

③ 筆記試験全体及び試験科目別の合格率のモニタリングを行う（国の役割）

都道府県から国への試験実施後の報告については、試験科目別の受験者数、合格者数等を「保育士試験実施状況報告書」にて報告することが求められている。

国においては、当該報告内容を基に、筆記試験全体及び試験科目別の合格率をモ

ニタリングし、地域限定試験と全国試験との間で大きな乖離が生じていないかを確認し、乖離が生じている場合には、上記②の都道府県における等質性の検証を行うよう依頼することなどが考えられる。

(4) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）及び他の地域限定保育士試験を実施している実施主体と情報共有する内容・時期・方法

1) 現行の取組

神奈川県と保養協における情報共有は、①作問に関する内容、②試験実施事務に関する内容、の主に2つの観点で行われている。

① 作問に関する内容

保養協から神奈川県に対し、出題方法や出題方針、文章表現の統一などの情報提供（マニュアル等の提供）をあらかじめ行った上で、神奈川県にて作問を行っている。なお、マニュアルの提供は、神奈川県が地域限定試験を実施した初年度のみで、その後は、神奈川県が全国試験の試験問題を WEB 上で確認し、神奈川県の問題との重複を確認したり、全国試験における考え方に関する照会を行うなどのやり取りを行っている。

② 試験実施事務に関する内容

全国試験であっても地域限定試験であっても、一部科目合格をした受験者は、基本的に3年程度、試験科目の一部を免除することができる。そのため、事務的な誤り等で受験者の不利益が生じることはないよう、保養協と神奈川県で受験者数と科目別の合格者数等の情報交換を行っている。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 作問に関する内容

今後、地域限定試験を開始する自治体に対し、保養協からマニュアル等の提供を行い、各自治体は当該マニュアルを参考にしながら作問を行うことが求められる。また、マニュアルは試験の都度、更新される可能性があることを考慮し、年1回は最新版のマニュアルを提供することが望まれる。また、地域限定試験においても、全国試験と等質な試験にすることを目指すべく、上記(2)2)②の指標等については、保育士試験の指定試験機関（保養協）及び地域限定試験の指定試験機関それぞれから、試験機関を指定する権限を有する自治体に対して提供することを義務付けることが考えられる。

また、地域限定試験と全国試験の問題の重複の確認は、現状は神奈川県が全国試験の試験問題を WEB 上で確認する形で行われている。同様の問題が続けて出題されてしま

うと試験の公平性に影響するため、今後も、運用上、可能な範囲で問題の重複の確認が行われることが望まれる。なお、試験委員が複数試験の委員を兼ねる可能性もあるが、情報漏洩を防ぐ観点からも、問題の重複の確認を試験委員に任せるのではなく、試験委員を任命する各自治体（作問を指定試験機関に行わせるため試験委員が指定試験機関に置かれる場合は当該指定期間及び指定権限を有する各自治体）が組織として行う必要がある。

② 試験実施事務（作問を除く）に関する内容

試験実施事務（作問を除く）は、試験の質の確保に直接関係する点ではないが、事務的な誤り等が生じないことは、保育士試験への信頼性に関わることである。そのため、地域限定試験を新たに実施する自治体においては、試験日の兼ね合いを含め、保養協と無理のない情報共有のスケジュールをあらかじめ計画しておくことが求められる。また、受験者の一部科目合格についての情報共有を踏まえた試験の実施時期を設定する必要がある。

③ 各自治体及び各指定試験機関に共通した情報管理・共有に関する方針の検討

今後、筆記試験を独自で作成する自治体が増えた場合、地域限定試験を実施する複数の自治体（都道府県又は指定都市）間や、地域限定試験を実施する自治体（都道府県又は指定都市）と全国試験のみを実施している自治体（都道府県）との間で、各地域限定試験や全国試験に関するデータなどについての情報共有が必要となる機会が生じることが想定される。また、地域限定試験の作問事務を指定試験機関に行かせた場合は、民間法人を含む異なる試験事業者間で、同様の情報共有が必要となる機会が生じる可能性がある。一方で、いずれの試験実施に係る情報についても、各自治体内における情報管理規程及び各自治体から指定試験機関（保養協又はその他の指定試験機関）を指定する際の情報管理の取決めに従うこととなるため、異なる自治体間・事業者間で、試験の公平性・公正性・等質性を確保する観点から必要な情報共有を行うためには、各自治体・各事業者を横断する形の別途の対応が必要となる。

このため、各自治体が指定試験機関（保養協及びその他の事業者）の指定を行う全ての場合に共通して適用すべき、両者の間で共有すべき情報についての取決めや、試験実施において遵守しなければならない情報管理義務などについて、国が法令等において定めることが求められる。この内容としては、例えば、「指定試験機関から自治体へ情報を提供することが求められるもの」、「自治体間で情報共有することが求められるもの」、「指定試験機関において遵守すべき情報管理（守秘）義務」等が考えられる。

なお、試験委員が複数の自治体又は指定試験機関において重複して委員を受任する可能性もあり、試験委員を通じた、作問方法をはじめとするノウハウを他の試験委員としての作問に活用することも想定されるが、試験委員に対しては、児童福祉法第十八条

の八にて守秘義務が課せられていることから、試験の質の確保のために行ったことが、「意図せず守秘義務違反、情報漏洩につながってしまった」という事態を防ぐ観点からは、当該専門分野についての有識者としてのノウハウ・知見の活用と、試験委員としての業務を通じて得られた特定の作問に関するデータや知見の活用を区別した上で、後者についてのみ守秘義務の対象となるようにするなど、守秘義務に関する取決めの内容を明確化することが求められる。

(5) 新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項

1) 現行の取組

地域限定試験において、唯一独自の試験問題を作成している神奈川県においても、作問に関する事務は委託をしていない。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

今後、地域限定試験を開始する自治体が増え、新たに指定試験機関を指定する場合、全国試験と地域限定試験において、一部科目合格をした受験者の情報等を引き継ぐ必要があるため、全国試験、地域限定試験についてともに法律上の最終的な実施権限を有する都道府県において必要な情報を集約し、適切な処理を行う必要がある。

また、指定試験機関が作問を担う場合においても、上記(1)作問体制、(2)作問方法、(3)全国で実施する保育士試験との等質性の検証方法、に記載の内容を踏まえた取組が、指定試験機関において行われるよう、指定権者である都道府県が指定の際に求めていく必要がある。また、作問体制を検討する際は、試験委員の作問体制のほか、現状、保養協や神奈川県において、事務局における試験問題の確認に多くの時間を要している点にも留意する必要がある。

さらに、指定試験機関が営利法人である場合には、試験の客観的な正当性、妥当性、公平性及び試験の質を担保するため、利益相反の可能性があるケース、例えば試験対策に係る事業を本業として行っている法人等については、指定試験機関として試験を実施することはできない等の制限が必要である。

(6) まとめ

1) 保育士試験実施要領等に定めるべき事項

地域限定試験の目的は「保育士不足を解消すること」である。一方で、地域限定試験に合格した者についても、一定の要件の下、全国試験を受けなおさなくても保育士資格を取得することができるため、試験の等質性を確保する取組が求められる。その際、全国試験で実施しているような作問体制等の取組について、細かな点まで保育士試験実施要領で定めてしまうと、地域限定試験を実施できる自治体が限られ、制度の目的である「保育士不足を解消すること」を果たすことが難しくなる。そのため、保育士試験実施要領に定めるべき事項としては、試験の等質性の確保と、自治体での実現可能性のバランスを考慮する必要がある。

図表3-8：筆記試験の更なる質の確保に向けた取組に関する規定項目案

保育士試験実施要領等に規定する項目案 (番号は考察の「2」更なる質確保のための具体的手法」との対応を示す)	
(1) 作問体制	
①	試験委員への作問経験者の参画
②	試験委員数を検討する際の委員の専門分野の考慮
③	問題の確認作業を踏まえた作問体制の整備
(2) 作問方法	
①	「問題区分」の導入
②	作問時に参考にする指標及び作問プロセスの標準化
③	過去問の使用ルールの設定
(3) 等質性の検証方法	
①	等質性の検証における役割分担
②	全国試験との等質性の検証方法
③	筆記試験全体及び試験科目別の合格率のモニタリング
(4) 全国試験と地域限定保育士試験の実施主体の情報共有	
①	作問に関する内容についての情報共有
②	試験実施事務（作問を除く）に関する内容についての情報共有
③	各自治体及び各指定試験機関に共通した情報管理・共有に関する方針の検討
(5) 新たに指定試験機関を指定する場合の留意事項	

2) 全国試験と地域限定保育士試験の中長期的な等質性の確保等について

今後、筆記試験を独自で作成する自治体が増えた場合には、より高度に試験問題の等質性を確保できる仕組みが必要であり、データの蓄積や、作問を担う多様な団体等での情報共有の仕組みなどの検討が必要になると考えられる。具体的な検討をする際

は、そもそも民間団体（営利団体）を含む多様な試験実施団体間でどこまで情報を共有できるのか、また、業界内でこの問題について協議できる場が確保できるかなど、解決すべき課題があることに留意するべきである。その際、各都道府県で上記1)に記載した規定等の遵守状況の確認や、各取組における判断基準の統一を図るための連絡協議会の設置、若しくは等質性の確保において中心的な役割を果たす機関の設置をするなどして、都道府県間で取組の内容が大きく異ならないようにすることが考えられる。

また、保育士試験は関係者が多岐にわたり、検討すべき事項も多くある。そのため、更なる試験問題の質や公平性を確保する上では、当事者間（関係省庁、地方自治体、保養協、養成校など）での検討のほか、試験制度の枠組み自体を、第三者機関を設置し、継続して見直していくことも考えられる。

3) 安定的な試験の実施について

本事業では、地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、更なる質確保のために取りうる具体的な手法について検討を行った。一方で、更なる質の確保のための前提として、安定的に試験を実施することが求められる。現状、全国試験が年2回、全国試験とは別日程での地域限定試験の筆記試験が年1回と、年間で計3回の試験が実施されている。現状においても、全国の前期試験の結果が決まる前に神奈川県試験に申し込む必要があり、同様に神奈川県試験の結果が決まる前に全国の後期試験に申し込む必要がある。そのため、試験の不要な申込みや申込み忘れが生じることもある。仮に試験の実施日がこれ以上増えた場合、受験者にとって申込み時期等に益々無理が生じることに加え、指定試験機関における受験申請者情報や科目ごと合否情報の交換や連携が困難となり、結果的に受験者に迷惑がかかるおそれもある。

本事業では、保育士の人材確保と専門性の担保という、量と質の両面の保障を目指すものである。受験者の増加を目指すためには、受験者の利益に配慮し、保育士試験に関する情報にアクセスしやすい環境を整えることも検討したい。いずれにおいても、受験者が混乱なく手続き等の情報を入手し、また受験者の情報共有がタイムリーに共有できる仕組みを同時に考える必要がある。

このように、地域限定試験の全国展開を検討する上では、本事業で検討してきた質確保のほか、各指定試験機関が必要な情報共有を行えるよう、厳格なスケジュール管理を行うことが求められる。今後地域限定試験を行う自治体が増えた場合には、複数の試験の受験者を一元的に管理するような仕組みの検討、及びそれを担当する機関の設置などが考えられる。

(参考) 作問時に最低限参考にする指標について (4 (2) 2) ②関連)

① 正答率

解説：各設問について算出されるもので、受検者集団において当該設問に正答した人数の割合のことをいい、問題ごとの難易度を示す。

異なる受検者集団 A と B が同一の問題を解答した場合、集団 A と B それぞれから得られた正答率は、それぞれの集団の学力を反映した問題ごとの難易度と解釈できる。受検者集団 A を「過去に出題した際に解答した集団」、B を「これから出題する受検者集団」と考え、どのテスト実施場面においても受検者の学力分布が同一であると仮定すれば、正答率が過去出題時点の値に近くなるように作問することによって、難易度の統一を図れることとなる。

② 識別指数

解説：各設問について算出されるもので、設問の識別力^{*}を表す指標の1つである。目安として、識別指数が 0.25 以上だとその設問は識別力が高く、0.50 を超えると受検者の資質を測るのに極めて優れた設問だと判断される。逆に識別指数がマイナスになると、その設問は得点の低い受検者の方が正答が多かったことになり、識別力の点では不適切な設問といえる。正答率の極めて高い設問や、逆に極めて低い設問は、成績上位者と下位者とで差が生じないので識別指数は 0 に近くなり、やはり設問としては検討が必要になる。計算式は $DI=(a-b)/n$ で表す (a は成績順位上位者(上位 25%)のうちその設問で正答した人数、b は成績順位下位者(下位 25%)のうち正答した人数、n は全体の 25%の人数)。

③ 選択率

解説：多枝選択式問題において、各設問のそれぞれの選択枝について算出されるもので、受検者集団において当該選択枝を選択した人数の割合のことをいう。通常、無答率も加えて合計が 1 (100%) になるように計算する。ある誤答枝の選択率が、正答枝の選択率(すなわち正答率)を上回る場合は、設問に何らかの問題がある可能性があり、識別指数も参照し、設問の検証を行うことが求められる。

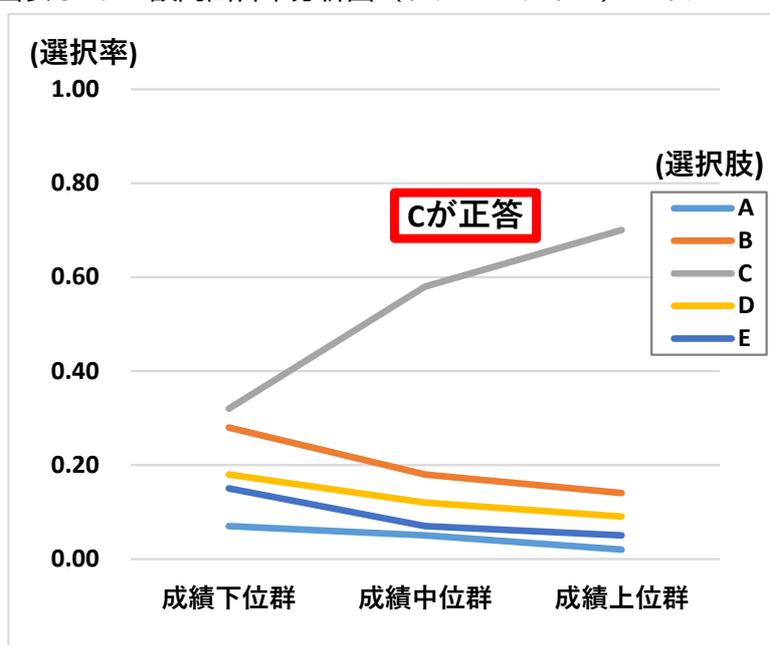
④ 設問回答率分析図(トレースライン)

解説：選択率や識別力^{*}を視覚的に表現する図。得点に基づいて受検者をいくつかの群に分割し、群ごとに各選択枝(無答含む)の選択率を計算した後、選択枝ごとに各群の選択率を直線で結ぶ。ラインの高さが正答率を表し、ラインの傾きが識別力を表す。下の図では、受検者を 3 群に分けているが、受検者数が多い場合は、4 群、5 群に群わけしたトレースラインを描くこともある。

通常、正答枝のラインは右上がり、誤答枝のラインは右下がりになる。正答枝のラインが右上がりになっていない場合は、識別力に問題があると判断される。また、誤答枝のラインが右上がりの場合、テスト得点が高い受検者ほど誤答枝を選びやすいということになり、設問に何らかの問題があると考えられる。

※ 識別力とは、設問単位で、学力の低い受検者と高い受検者をどの程度適切に区別できるかを表す程度の大きさをいう。低学力群と高学力群で正答率が変わらない場合は、受検者の学力を識別できないため、「識別力の低い問題」となる。

図表 3-9：設問回答率分析図（トレースライン）のイメージ図



出所：石井研究室。テスト研究：項目分析。を参考に事務局にて作成

【参考文献】

石井研究室：名古屋大学 教育発達科学研究科 心理発達科学専攻。(n.d.). テスト研究：項目分析.
https://www.educa.nagoya-u.ac.jp/~ishii-h/test_bunseki.html

赤根敦・伊藤圭・林篤裕・椎名久美子・大澤公一・柳井晴夫・田栗正章。(2006). 識別指数による総合試験問題の項目分析, 大学入試センター研究紀要, 35, 19-47

第4章 実技講習の質確保のための基準の考え方に関する調査研究

1. 実技講習に係るヒアリング調査の目的

地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、実技講習の質を確保に向けた、現行の取組状況を把握するためにヒアリング調査を実施した。

2. 実技講習に係るヒアリング調査概要

(1) 調査の対象

地域限定試験実施自治体（神奈川県、大阪府、沖縄県）及び全国試験（実技試験）を実施する保養協、テスト理論の有識者を対象とした。

(2) 調査の時期

自治体及び保養協	令和6年7月3日（水）～23日（火） ※8月下旬に追加照会を実施した
有識者※	令和6年8月28日（水）

※ 光永 悠彦 先生（名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授）に協力いただいた

(3) 調査の方法

自治体及び保養協	文書回答をいただいた上で、オンラインにて補足的にヒアリングを実施した※。
有識者	オンラインにてヒアリングを実施した。

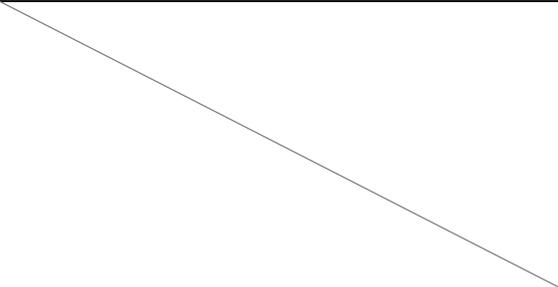
※ 大阪府は回答内容及び事業スケジュールを踏まえ、文書回答のみとした。

(4) 調査項目

調査項目を以下に示す。

図表4-1：実技講習に係るヒアリング調査項目

地域限定試験実施自治体	保養協
<p>1. 保育実技講習会の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 講習会に係るスケジュール ② 実施体制 ③ 実施内容 (講習講師の選定、具体的な研修内容や方法の検討や決定方法、及びそのプロセスにおける課題や困難さを含む) ④ 評価基準 ⑤ 国に対する報告内容 ⑥ 講習会後のふりかえり方法 ⑦ 講習会の実施機関の選定基準 ⑧ その他講習会実施において苦勞する点及びその対応 ⑨ 講習会運営を円滑に行うための工夫 	
<p>2. 実技試験を実施している保養協との連携状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連携の内容 (講習会前～講習会後の期間を含む) ② 連携の時期 ③ 連携の方法 ④ 連携する上で苦勞する点及びその対応 ⑤ 円滑に連携を行うための工夫 ⑥ 現行の講習会のノウハウを全国展開する際に課題となり得る事項 	<p>1. 保育実技講習会を実施している自治体との連携状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連携の内容 (講習会前～講習会後の期間を含む) ② 連携の時期 ③ 連携の方法 ④ 連携する上で苦勞する点及びその対応 ⑤ 円滑に連携を行うための工夫 ⑥ 現行の講習会のノウハウを全国展開する際に課題となり得る事項
<p>3. 保育実技講習会を新たに委託する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施機関の選定基準（実施機関に求める要件） ② 全国試験(実技試験)との等質性の検証方法、保養協との連携 ③ 国の定める基準に追加すべき事項 ④ 国の定める基準で修正すべき事項 ⑤ その他の留意事項 	
<p>4. 追加照会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託業者が限られている現状を踏まえ、地域限定保育士試験を全国展開する上で養成校の協力を仰ぐことが考えられるが、講習会の実施を養成校に直接依頼することは可能だと考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (難しいと考える場合) 何が課題となるか。また、課題を解消するために考えられる工夫はあるか。 ➢ (難しいと考える場合) 直接の依頼でない形で養成校の協力を得るために取りうる手段として考えられ 	

地域限定試験実施自治体	保養協
<p>ることはあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (可能と考える場合)養成校に協力いただきやすくするために考えられる工夫はあるか。 <p>② 講習会の修了認定に関する全国統一の基準を検討する場合に、留意すべき点(地域性に配慮すべき点があるか等を含む)</p>	

図表4-2：実技講習に係るヒアリング調査項目（有識者）

<p>1. 実技講習における等質性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実技講習において、そもそも実技試験の結果との等質性の確保についてどの程度議論しうるのか、また、試験（講習）結果の等質性ということだけでなく、実技試験合格者や講習会修了者に求められる資質・能力の等質性を確保するのであれば、どのような要素（例えば合格／修了基準など）を検討すべきか ② 各自治体や全国統一の基準を検討する上で留意すべき点（地域性への配慮等を含む）
<p>2. 実技講習における質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実技講習の実施主体が限られることによって講習の質が確保できないとの懸念があることを踏まえ、実施主体に求められる専門性などの要件や、知見のある実施主体がより多く参画できるような仕組みについての考え方

3. 調査結果

(1) 地域限定試験実施自治体及び全国保育士養成協議会

		神奈川県	大阪府	沖縄県
1. 講習会の運営について	講習会に係るスケジュール	① 6月：【県】実習受入施設募集 ② 7月：【県】業務委託先業者選定 ③ 8月：会場・講師確定、実習受入施設選定 ④ 9月：受講日・実習先調整 ⑤ 10月：実習園への説明会、 <u>講習会・実習実施（～11月）</u> ⑥ 11月：受講者より修了（講習・実習）レポート受領、実習事後指導、実習受入報告書受領、修了評価 ⑦ 12月：【県】委託事業者あて修了認定結果通知 ⑧ 1月：修了証送付、事業完了報告 ⑨ 2月：【県】振り返り・次年度対応検討（～翌4月頃） ※ 【県】以外は委託事務	① 4月～5月：受験申請の手引き（受験案内）の作成 ② 6月～7月：講習会委託事業者の選定（参加意思確認公募手続） ③ 8月：選定事業者と委託契約手続。実習受入れ施設の協力依頼 ④ 9月：実習受入れ施設の調整。評価基準の作成等 ⑤ 10月：実習受入れ施設への説明会 ⑥ 11月：受講者決定。受講日程の振分け、案内文作成等 ⑦ <u>12月：講習会実施</u> ⑧ 1月初旬：修了者認定 ⑨ 2月：前年度合格者へのアンケート ⑩ 3月：次年度講習会の実施日程決定、会場確保	① 3月：会場確保 ② 4～6月：委託業者の選定（一般競争入札）準備、講習会の事前確認表（コース選択等）の様式作成 ③ 7月：委託業者と契約、事前確認表の受付開始 ④ 9月：申請者のコース振り分け ⑤ 10月：実習園の受入協力依頼、会場の使用手続 ⑥ 11月中旬：試験センターより、受講者名簿（確定版）を取得し、コース及び実習園の調整 ⑦ <u>12月：講習会の実施</u> ⑧ 1月：修了判定会議（県で合否判定）、修了者名簿を試験センターへ提供、修了証を修了者へ送付 ⑨ 2月：昨年度受講者へのアンケート
	実施体制	① 国の実施要領に基づき、講師、教育内容編成主任を選任、施設の確保、講習/実習を適切に実施できる体制を構築。 ② 講習会は委託部分が多く、担当を付け委託事業者と調整しながら実施。	① 事業者への委託：詳細は、「令和6年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務に係る業務概要書」（ https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/86263/04gyoumugaiyou.pdf ）	① 県：事務作業全般。受入施設への依頼は県の保育団体を經由。 ② 委託業者：受講者からの問合せ対応、講習会の調整及び実施。 ③ 保養協：受験申請の受付・確認、筆記試験の問合せ対応、名簿管理等。

	神奈川県	大阪府	沖縄県
		f)」参照。 ② 府で対応：実習施設の調整や講習会会場の確保、受講者からの問合せ対応、合格判定等。	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 講師の選定、具体的な講習内容の策定及び講習会の実施は事業者に委託 ② 実習受入園の募集は県が行っているが、受講者のマッチングは委託業者が実施 ③ 修了認定の基準は国から示されている方がやりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 講師の選定や研修の実施を含め、講習会の実施は事業者に委託。 ② 委託事業者の選定は、平成30年度～令和4年度までは一般競争入札（1社応札）。令和5年度から参加意思確認公募手続きを経て随意契約（<u>他に対応可能な事業者が見つからない状況</u>）。 ③ 実習の受入れは、大阪府から府内保育団体に協力依頼（無償）。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 講習講師の選定は、委託業者から推薦された教育編成主任（大学教授）1名が国の実施要領に基づき実施。令和4、5年は委託業者が同じであり、教育編成主任も同じ方。 ② 研修内容は委託先へ一任（県は実施用要領に基づき仕様書を作成）委託業者が毎年同じため、テキストの基本構成は毎年同様。
評価基準 （全国試験（実技試験）との等質性の検証方法を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価基準は非公開。 ② テキストは国からの提示はない。ノウハウのある事業者には委託できない場合は、<u>初年度のみテキストを検討する委員会を開催してもよいかもしれない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価基準は非公開。 ② 講習会の修了により実技試験が免除される点が地域限定試験の最大のメリット。養成校の卒業や通常の保育士試験により保育士資格を得た方にも得手不得手はあり、実際の保育現場では同僚との協力や様々なツールの活用により技術面を補いながら保育にあたっていることを踏まえ、<u>完全に「等質」である必要はないと考えている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実技試験では、受験者が実技を披露する形だが、講習会は受講者が学ぶ場であり、<u>形式が異なること。</u> ② 定期的に実施している保育園関係団体との意見交換会の中では、地域限定試験に関する課題の声は挙がっていないことから、<u>等質性についての議論が必要との認識はなく、特に等質性にかかる検証等</u>は行っていない。

	神奈川県	大阪府	沖縄県
国に対する報告内容	① 国で定める内容以外の報告はなし。	① 国で定める内容以外の報告はなし。	① 国で定める内容以外の報告はなし。
講習会後のふりかえり方法	① 講習会実施中の委託事業者との連絡調整及び実施報告書を踏まえた振り返りを実施（例：受講態度を踏まえ、 <u>評価基準を検討</u> ）。	① 例年2～3月頃、 <u>前年度試験合格者</u> に対し <u>アンケートを実施</u> 。府内の保育施設等への就業状況等を確認。	① <u>前年度修了者</u> へ合格後にどのような施設に勤めているか、講習会の内容は良かったか、学びになったか等を聞く <u>アンケートを実施</u> 。
講習会の実施機関の選定基準	① 入札時に HP で選定基準を公開。	① 大阪府 HP で応募要件を公開。	① 保育士のスキルアップ研修等の <u>関連業務の実績</u> があること等
その他講習会実施において苦勞する点及びその対応	① 受講者の受講希望日に合わせた <u>講習会の振り分け及び受講日の変更</u> 。 ② 受講者から実習受入施設に対する問合せが多岐にわたった。負担軽減のため、受入施設への事前確認を更に詳細に行う。	① 後期試験の筆記試験を利用する形で実施しているため、合格通知等の時期は全て通常試験に合わせる必要がある。修了者情報の提供が遅れると受験者の保育士登録も遅れるため、 <u>スケジュールがタイト</u> 。 ② 実習受入れ施設は、受講者の居住地に基づき委託事業者が振り分け。 <u>障がい等の配慮事項申請があった受講者</u> の調整は大阪府が個別に対応。 ③ 受講態度に著しく課題のある受講者等の対応（実習時にトラブルが生じる可能性があるため、個別に態度を改めるよう注意するが、 <u>通常保育士</u>	① <u>講習会前のスケジュール</u> （受講者名簿取得から実習園配置やコース変更への対応等の調整）が <u>タイト</u> な点。 ② 講習会終了後、実習園から修了者判定を行い、試験センターへ <u>修了者名簿を提供するまでがタイト</u> 。 ③ 沖縄県は、大阪府のように保育士試験の受験申請を試験センターで一括に行っていないため、受験申請と事前確認表の提出を別々に行う必要がある。事前確認表未提出者（2割程度）へのフォローに苦勞した。 ④ <u>実習園を別途県にて募る必要があること</u> 。

	神奈川県	大阪府	沖縄県
		<p><u>試験であれば、実技面に問題がなければ合格となるため、バランスが難しい。</u></p> <p>④ 配慮が必要な受講生と、実習先の調整（実習先施設には、保育人材の確保という共通理解の下、無理のない範囲で協力いただいている。<u>配慮が必要な受講生について、受入体制を整えることが難しい施設もあり、丁寧な調整が必要。</u>）</p> <p>⑤ 感染症や災害等の際の実施・中止の判断</p>	<p>⑤ また、<u>受験者の居住地と受入可能園が乖離した場合</u>、実習生の配置に一定の<u>配慮が必要な場面</u>が想定されること。</p>
講習会運営を円滑に行うための工夫	<p>① <u>ノウハウに富んだ事業者</u>に委託することで対応力を高め、相談や状況報告等の連絡を密にして迅速に問題に対処。</p>	<p>① 委託後、講習会の運営方針について複数回打合せを行うほか、メールや電話等で<u>密に情報共有</u>を行っている。</p> <p>② 講習会実施日には開始と終了の報告を受けており、対応が必要な事案があれば会場の現地確認を行う。</p>	<p>① 実習終了後から試験センターへの修了者名簿の受け渡しまでの期間が短いため、早い段階での<u>スケジュール確認</u>。</p> <p>② 問合せは主に実施機関に対応いただくが、検便検査やコース変更の期限等については、あらかじめ共有。</p>

		神奈川県	大阪府	沖縄県	保養協
2. 実技試験を実施している保養協との連携状況について	連携の内容	① 保養協へ県独自地域限定試験の最終合格者データ提供（12月下旬）。	① 前期試験の実技試験会場にて、地域限定試験のチラシの配布を依頼。受験申請の手引きに「地域限定試験の案内」の同封を依頼（4～6月）。 ② 7月：後期試験の申請と同様に保養協で受付。申請不備の対応等も保養協で実施。 ③ 7～11月：講習会に必要な事務への協力（事前確認表の同封・とりまとめ等）。 ④ 1月：合格者情報を保養協に提供。後期試験と同時期に合格通知書を送付。 ⑤ 受験申請者の問合せ対応。	① 4～5月：保育士試験受験申請の手引き中にある地域限定試験のページ校正作業を行う。 ② 6月：保育士試験センターより合格通知発送スケジュールについて連絡あり。 ③ 9月中旬：受験申請者名簿を受取。 ④ 11月中旬：講習会受験者名簿を受取。 ⑤ 1月初旬：修了者名簿を保育士試験センターへ提供。	① 特区試験情報（講習機関等の詳細、URL）受領（5月上旬）。 ② 特区申請者情報データ提供（9月下旬）。 ③ 特区受講対象者（筆記試験合格者）情報データ提供（11月中旬）。 ④ 実技講習結果受領（1月初旬）。 ※ 神奈川：筆記試験と同じ ※ 大阪、沖縄：全国の後期試験と同一日程であり、筆記試験問題も同じものを使用するため、当協議会が受託して試験を実施。
	等質性の検証、役割分担	① 特になし。	① 特になし。	① 特になし。	① <u>等質性の検証は行っていない（講習会≠試験）。</u>
	連携の方法	① 電子メール（パスワード付）。	① メール、電話。	① メール連絡等。	① メールにて受験者データ等のデータ授受を行う。
	連携における苦勞及びその対応	① 特になし。	① <u>講習会終了後、修了認定までの期間が大変タイト。</u> 後期通常試験の合格発表と日程を合わせるため、保養	① 特になし。	① 仕様と異なるデータが届いた場合、 <u>システムエラー</u> となり連携不可となり、再処理に時間を要す

	神奈川県	大阪府	沖縄県	保養協
		協には他府県との日程調整を含め期日の設定にご配慮いただいているが、府として余裕のあるスケジュールリングはできていない状況。		るためバッファを持たせる必要がある。
円滑に連携化の工夫	① 特になし。	① 特になし。	① 特になし。	① <u>事前確認とスケジュール</u> リング。
現行の講習会のノウハウを全国展開する際に課題となり得る事項	① 特になし。	① <u>現在、講習会を委託できる事業者が実質1社しか存在しない(神奈川・沖縄県も同業者)。</u> ② 同事業者以外で講習会を実施可能な事業者がいると聞いたことがないため、 <u>仮に全国で実施となると事業者の取り合いとなることを懸念</u> している。	① 沖縄県の試験の開催周知は保育士試験の手引きに、大阪府と共に記載。受験者の中には、 <u>理解が十分ではないまま地域限定試験を申請</u> し、問合せがきたことがある。今年は手引きにQRコードを記載し、県のHPに誘導し、周知している。周知方法は要検討。	① 受験者の受験申請者情報(免除内容を含む)、科目ごとの合否情報、実技試験の合否又は講習会の受講等の情報交換を試験の都度実施。仮に指定試験機関数が増えた場合、 <u>数が増えるに従ってこれらの業務が複雑</u> になる。

		神奈川県	大阪府	沖縄県
3. 講習会を新たに委託する場合の留意事項	実施機関の選定基準（実施機関に求める要件を含む）	① 独自の評価基準を設定。 ② <u>プロポーザル型の入札</u> を活用し、金額以外に、これまでの実績や、テキストを持っている等の内容をプレゼンいただいている。	① 平成 30～令和 5 年度までの講習会実施の蓄積と同等の講習会内容（講師、講義内容、テキスト、職員体制等）を実施できること。	① 保育士の養成またはスキルアップ研修等の <u>関連業務の実績</u> があること。また、受講者や実習受入園からの個別の問合せに対応できる人員が確保できていること。
	全国試験（実技試験）との等質性の検証方法、保養協との連携	① 特になし。	① 保養協との連携は大阪府にて行うため、委託事業者と保養協の連携は不要。	① 特になし。
	国の定める基準に追加すべき事項	① 講習がやむを得ない理由により中止された場合の <u>代替措置</u> に関する事項。	① <u>国において、受講者に対する一律の評価基準</u> を設けられたい。	① 特になし。
	国の定める基準で修正すべき事項	① 特になし。	① 特になし。	① 特になし。
	その他の留意事項	① 特になし。	① 多様な人材の保育への参入を促進し、保育人材不足の解消等を目的としているため、講習会は、就労している方でも受講しやすいよう、土日の	① 特になし。

		神奈川県	大阪府	沖縄県
4・追加照会	講習会の実施に係る養成校への依頼の可能性	<p>【可能だと考える】</p> <p>① 現状、講習会について養成校の協力は仰いでおらず、また、<u>県内の養成校へ確認はとっていないが</u>、感触としては、直接依頼することは可能だと考えられる。</p> <p><u>協力いただきやすくするための工夫</u></p> <p>① <u>本来の養成校としての業務があるため、養成校側のスケジュールを考慮して講習会の日程を組む必要がある。</u></p>	<p>みのコースや短期間で受講できるコースなど複数設定。各コース50名程度の定員で、例年8コース程度開講しているため、<u>開催期間は1か月程度必要。</u></p> <p>【難しい(現実的ではない)と考える】</p> <p>講習会運営等業務の委託内容は様々あり、「講習会の実施」よりも、<u>業務全体に占めるボリュームは「講習会に係る事務(講習企画、受講者管理等、修了報告等)」が非常に大きい。</u></p> <p>講習会運営等業務の全てを養成校に担ってもらう場合、委託契約の相手方が現在の受託事業者から養成校に代わるに過ぎない。</p> <p>この場合、次の2つの視点から、実現可能性に疑問があると考えます。</p> <p>① 地方自治法第243条第2項により随意契約は制限されているが、競争を経てまで受託するメリットが、<u>営利企業とは設立目的を異にする養成校にあるか。</u></p> <p>② 講習会の受講者は、<u>本業の学生定員を大きく上回る。</u>本業と並行して、事務を含めた講習会運営業務全体を受託できる能力があるか。</p>	<p>【可能だと考える】</p> <p>① 今年度の地域限定試験に係る講習会委託契約(一般競争入札)では、<u>県内の養成校に声かけを行った結果、入札参加があった(契約には至らなかった)。</u>養成校の中には入学定員割れが生じているところもあり、<u>新たな制度の担い手として検討することは有効</u>であると考えます。</p> <p><u>協力いただきやすくするための工夫</u></p> <p>① 委託料の増額や実施要領の内容について受託先や入札参加者等から要望や指摘等があったわけではないが、講習会実施に向けた<u>財政支援</u>や現行示されている<u>実施要領の充実</u>などが考えられる。</p>

	神奈川県	大阪府	沖縄県
		<p><u>協力いただきやすくするための工夫</u> <u>講習会運営等業務のうち、「講習会の実施」のみを養成校に担ってもらうのであれば、実現可能性は上がる</u>と考える。 また、府内の養成校に対し、<u>大阪府から直接、講師派遣等協力を依頼することは可能</u>である。 ただし、「講習会に係る事務」の負担が非常に大きいことから、よほどマンパワーに余裕のある自治体でない限り、現実的ではないと考える。</p>	
<p>地域性への配慮 (全国统一基準を作成する際の留意事項を含む)</p>	<p>① 特になし。</p>	<p>① 全国统一の基準があったほうがよいと考えているが、<u>地域性に配慮すべき点等は特になし</u>。 ② ただし、例えば、音楽表現で<u>技術的な面が基準に盛り込まれてしまうと、修了認定に至らない人も増える</u>ことが予想され、地域限定試験を選択する要因の一つである「<u>実技試験における保育の専門的な技術が不要</u>」というメリットがなくなることが懸念される。</p>	<p>① <u>地域性に配慮すべき点はない</u>。 ② 沖縄県では国の実施要領にあるように、<u>原則として全ての科目を受講した方は合格とするような基準</u>にしている。</p>

(2) 有識者

1. 実技講習における等質性の確保	<p>実技講習と実技試験の等質性の確保、実技試験合格者や講習会修了者に求められる資質・能力の等質性確保のために検討すべき要素</p>	<p>① 講習会を修了した人と実技試験の合格者について、養成校や実際の保育所に対してヒアリング等を実施して比較する、というプロセスが本当はあったほうがよい。それが困難である場合、実技試験を行っている当事者と実技講習を行う当事者間で合意するしかなく、講習会の組み立てにおいても合意のあるプロセスで運用するしかないと思われる。</p> <p>② 質問の後段部分、要素の検討について、合格基準や修了基準等しかコントロールできないと考える。講習会の質を担保するにあたり、外部から内容を監査することも考えられるが、講習会の等質性の確保において監査のような仕組みは馴染まないと思う。</p> <p>③ (アンケートやヒアリングで調査を行う場合、) <u>全国的に調査するのは難しい</u>と思うため、都道府県単位でサンプルを抽出してどうなっているか検証することになると思われる。ただし、ヒアリングの結果を参考にして将来の講習会の在り方を決めるということに気づくと、養成校や保育所の担当者も考えるところはあるだろう。<u>センシティブな内容</u>であると思われる。</p>
	<p>等質性の検証で用いるべき指標</p>	<p>① <u>独自性は全体の等質性とバッティングしがち</u>である。特に、筆記試験と比べ、講習会に色濃く出てくると予想している。現場の実情に即した形になるため、独自の取組に関しては等質性のある程度犠牲にする必要もあるかもしれない。</p>
2. 実技講習における質の確保	<p>過去問使用時の要件（過去問の蓄積）</p>	<p>① <u>実施主体と都道府県に属する養成校との間で、質の確保について連絡調整する場が必要である</u>と考える。養成校だけで個別に行うには限界がある。地域が分散していない都道府県（東京、大阪等）では複数の実施主体が連動して行っている動きがあり、そのような取組を全国的に広めると良いと思う一方、例えば北海道は範囲が広く、連携を密にするよう伝えても実現可能性は低いと感じる。</p> <p>② 専門性の高い看護師である <u>認定看護師の養成の現場</u>で行われていると聞く。類似事例を考えると、多くの人が連携しながら動いていくことが求められていると考えている。<u>介護福祉の分野</u>でも類似事象があるかもしれない</p>

4. 考察

本調査研究の目的は、地域限定試験の全国展開に係る制度の検討を行うにあたり、実技講習を実施している自治体の実施内容を調査し、実技講習を実施する場合に標準とすべき内容を整理し、地域限定試験の実技講習を実施する自治体が、実技講習の質を確保するために必要な事項を整理することである。

この目的を果たすため、各種調査結果及び検討委員会での議論等も踏まえながら、以下の視点から整理する。

- (1) 講習運営（実施体制）
- (2) 実技試験との等質性の確保方策
- (3) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）と情報共有する内容・時期・方法
- (4) 実技講習の委託先に関する留意事項

(1) 講習運営（実施体制）

1) 現行の取組

① 自治体の直営事務について

講習会実施の流れについて、各種業務を行う時期は各自治体により若干異なるものの、大きな流れに相違はない（下図参照）。また、現在、地域限定試験を実施している全ての自治体において、講習会の運営等を委託している点は共通するものの、特に沖縄県においては「申請者のコース振り分け」、「実習園の調整」等も直営事務で行っている等、委託業務の範囲には違いが見られた。「実習園の調整」については、障がい等の理由により配慮が必要な受講生等について、調整が必要になる場合もあるため、講習会の受講者数の多寡により、自治体が直営事務として実施するか否かが分かれていることが考えられる（令和5年度の講習会受講対象者数は、神奈川県で736人、大阪府301人、沖縄県で70人）。

図表4-3：講習会実施の流れ（概要）

	神奈川県	大阪府	沖縄県
4月		・【府】受験申請の手引き（受験案内）の作成	・【県】委託業者の選定（一般競争入札）準備 ・【県】講習会の事前確認表（コース選択等）の様式作成
5月			
6月	【県】実習受入施設募集	・【府】講習会委託事業者の選定（参加意思確認公募手続）	・【県】委託業者と契約 ・【県】事前確認表の受付開始
7月	【県】業務委託先業者選定		
8月	・会場・講師確定、実習受入施設選定	・【府】委託事業者と契約 ・【府】実習受入施設の協力依頼	
9月	・受講日・実習先調整	・実習受入施設の調整 ・【府】評価基準の作成等	・【県】申請者のコース振り分け
10月	・実習園への説明会 ・講習会、実習実施（～11月）	・実習園への説明会	・【県】実習受入協力依頼 ・【県】会場の使用手続
11月	受講者より修了（講習・実習）レポート受領、実習事後指導、実習受入報告書受領、修了評価	・受講者決定 ・【府】受講日程振り分け ・実習先の振り分け、案内文作成等	・【県】コース及び実習園の調整
12月	・【県】修了者認定	・講習会実施	・講習会実施
1月	・修了証送付 ・事業完了報告	・【府】修了者認定	・【県】修了者認定 ・【県】修了証送付
2月	【県】振り返り・次年度対応検討（～翌4月ごろ）	・【府】前年度合格者へのアンケート	・【県】前年度受講者へのアンケート
3月		・【府】次年度講習会の日程決定 ・【府】会場確保	・【県】会場確保

※ 【県】、【府】は自治体の直営事務を示し、それ以外は委託事務を示す。
 ※ 上記は各自治体へのヒアリング調査を基に事務局が作成したものであり、記載の粒度が異なる点には留意が必要である。

出所：ヒアリング結果を基に事務局にて作成

② 委託事務について

上記①の通り、全ての自治体で講習会の運営等を委託しているが、当該業務内容及び業務量に対応できる事業者が限られていることもあり、委託先は同一の事業者となっている（令和6年度は、沖縄県では養成校の入札参加実績あり）。

また、いずれの自治体も、国が定める「保育実技講習会実施要領」に基づき、講習内容の企画、講習テキストの作成や講師の選任等を委託業務として委託先が行っている。講習会で行う講習内容は、講習会独自の特殊な内容が求められるわけではない。そのため、保育士等キャリアアップ研修等の関連事業の実績がある事業者に委託できる場合には、地域限定試験の筆記試験のような委員会を設置することなく、自治体と委託事業者との調整の上で講習内容が検討されている。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 自治体の実情に合わせた保育実技講習会の実施委託先を検討する

講習会の修了者は、修了することによって、保育実技試験の受験を免除され、地域限定保育士の資格を得ることができるという効果が生じることになるものであり、地域限定保育士として必要な知識・技能を有するかどうかを判定できる講習会である必要

がある。このため、講習会の実施委託先についても質を確保することが前提となる。一方で、上記1)②に記載の通り、講習会の運営等を委託できる事業者が限られている実情を踏まえると、地域限定試験を全国展開した際に、講習会の委託先が見つからないために実施に至らない、という自治体が出てくる懸念がある。講習会の委託先が限られることで、講習内容や講習の質が確保できなくなるおそれもあることから、自治体の実情に合わせた講習会の実施方法の検討を行い、実施主体としての一定の質を確保する要件を課しつつも、多くの主体が参画できる仕組みを構築することも求められる。なお、当該仕組みを検討する際は、①講習会の質の確保、②委託先への委託事務の範囲（委託業務の範囲が広いと、対応できる事業者が限られる）、という観点を考慮することが望まれる。

図表4-4：多様な事業者への委託を行う際のパターン例

		パターン[a]	パターン[b]	パターン[c-1]	パターン[c-2]
概要		・ 包括的な委託 (委託先が1つ)	・ 包括的な委託 (委託先が複数)	・ 部分的な委託	
委託範囲等	講習会の 内容面	・ 知見のある事業者 に包括的に委託	・ 指定保育士養成 施設等に委託	・ 指定保育士養成 施設等に委託	・ 都道府県で検討
	講習会の 実施				・ 事業者に委託
	その他 事務業務		・ 事業者に委託	・ 都道府県で対応	
メリット		・ 自治体の負担が 小さい	・ 【a】と比較して、委 託先に、指定保育 士養成施設等を 含む、多様な主体 の参画が見込める	・ 指定保育士養成 施設等の参画が 見込める	・ 都道府県が講習 会の質を直接的に 管理できる ・ 委託先に多様な主 体の参画が見込め る
デメリット (懸念事項)		・ 対応できる事業者 が限定的	・ 【c】と比較して、自 治体の負担は小さ いが委託先を複数 探す必要がある	・ 保育実技講習会 の受講者数が多い 場合は都道府県 の負担が大きい	・ 内容面の検討時に 委員会の設置等 による自治体の事務 負担が生じる

出所：事務局にて作成

(2) 実技試験との等質性の確保方策

1) 現行の取組

講習会の内容は、国が定める「保育実技講習会実施要領」にて「別表に定める科目、内容及び時間数を満たすものとする」と記載され、別表にてその具体的な内容が示されている。また、受講者に対する評価及び修了認定については、「保育実技講習会実施要領」にて、以下のように記載されており、評価基準は講習会の実施主体である都道府県が作成することとされている。

6 受講者に対する評価及び修了認定

保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって修了したものと認定し、様式3による修了証を受講者に交付するものとする。なお、保育実技講習会の実施にあたっては、事前に受講者に対する評価基準を作成し、実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切であった場合、評価基準に基づき、修了の認定を行わないことができる。

上記の内容を踏まえ、各自治体では講習会の講習内容等の検討が行われているが、実技試験と講習会の等質性については、音楽、造形、言語といった科目の整合は図られているものの、「保育実技講習会実施要領」にて明記されているわけではないことから、自治体により認識にばらつきが見られた。

神奈川県では、上記「保育実技講習会実施要領」のほか、保育士試験実施要領別添「保育士試験出題範囲」における保育実習（保育実習実技に係る部分）の「第1 出題の基本方針」、「第3 出題上の留意事項」を踏まえ、保育に関して必要な知識や技術が十分に身に付けられるような講習内容等を策定している。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

実技試験と講習会では、試技に対しての評価と講習を受けるプロセスを踏まえた評価といった試験と講習という性質の違いはあるものの、実技試験においても、講習会においても、いずれの方法においても保育士試験の合格者となることに相違はないため、講習会では、実技試験合格者に求められる技能を習得することが求められる。等質性を確保するための取組としては以下の3つの方法が考えられる。

① 「保育実技講習会実施要領」に保育士試験実施要領別添「保育士試験出題範囲」保育実習（保育実習実技に係る部分）の「第1 出題の基本方針」、「第3 出題上の留意事項」に関する記載を追記する

講習会においても、実技試験と同様の基本方針及び留意事項を踏まえる必要性を記載することで、等質性の確保につながると考えられる。

【保育実習（保育実習理論及び保育実習実技）】

<第1 出題の基本方針>

保育に関する教科目全体の知識・技術を基礎とし、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解し、実践する応用力を問うことを基本とする。保育実習理論については、保育所を含む児童福祉施設の役割や機能について、また、保育士の職業倫理、資質の向上等について具体的に理解しているかという点のほか、保育実践に係る計画及びその評価並びに児童福祉施設における子どもの生活及び援助活動に関しても配慮が必要である。

<第2 出題範囲>（略）

<第3 出題上の留意事項>

- 1 保育に関する知識及び技術並びに受験者の思考力及び創意工夫が総合的に把握されやすい内容を選択する。
- 2 子どもの保育の実際において、必要度及び活用度の高い内容を重視する。
- 3 子どもの遊びを豊かに展開するための技術及びその応用力についても考慮する。
- 4 保育実習実技の受験者が多い場合、多人数が同一条件のもとに受験できるよう配慮する。

② 保育実技講習会における到達目標を示し、それを踏まえた修了基準を定める

講習会は試験ではないため、実技試験と同等の合否判定のための判断基準を設定することは困難である。ただし、実技試験で求められるのと同等の知識・技能を判定することができるよう、例えば養成校のカリキュラムと同様に、講習会における到達目標を示し、講習のねらいや目的を明確にすることや、講習内容の編成の総合調整を行う教育内容編成主任に講習会で扱う科目の専門性を求めることで、講習内容の質を担保することも考えられる。また、受講者から提出されるレポートについても、到達目標の達成を図ることができる内容とすることで、保育所保育指針の見方を逸脱した内容になっていないか等、当該目標に達していることを教育内容編成主任の責任の下、確認できるようにすることが望まれる。レポートの評価については、実施主体の事務局等が確認体制を整備し、到達目標の達成を適切に判定するために、修了基準をあらかじめ示し、修了基準に達していない場合には再提出を求めることなどにより、更なる質の確保につなげることができると考えられる。

図表4-5：実技試験で求められる力

試験分野	求められる力
音楽に関する技術	保育士として必要な歌、伴奏の技術、リズムなど、総合的に豊かな表現ができること。
造形に関する技術	保育の状況をイメージした造形表現（情景・人物の描写や色使いなど）ができること。
言語に関する技術	保育士として必要な基本的な声の出し方、表現上の技術、幼児に対する話し方ができること。

出所：保養協 HP を基に事務局にて作成

図表4-6：保育実技講習会（保育の表現技術）の内容及び到達目標（案）

科目	区分	内容	時間数	到達目標
保育の表現技術 （音楽表現）	演習	① こどもの発達と音楽表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開	6	① 保育所保育指針等に示された領域「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、音を介したこどもの表現に適した多様な素材・教材、その活用方法について実践的に理解している。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。
保育の表現技術 （造形表現）	演習	① こどもの発達と造形表現に関する知識と技術 ② 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開	6	① 保育所保育指針等に示された領域「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、こどもの造形表現に適した多様な素材・教材、その活用方法について実践的に理解している。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。
保育の表現技術 （言語表現）	演習	① こどもの発達と絵本、紙芝居、劇（人形劇含む）、ストーリーテリング等に関する知識と技術 ② こども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境 ③ こどもの経験や様々な表現活動と児童文化財等を結びつける遊びの展開	6	① 保育所保育指針等に示された領域「言葉」、「表現」のねらい及び内容について理解している。 ② 乳幼児期の発達過程を踏まえた上で、こどもの言葉の育ちを支える児童文化財についての知識や活用方法について実践的に理解している。 ③ こどもの表現意欲を支える環境を構成し、展開するための技術について実践的に理解するとともに、具体的な保育を構想できる。

出所：保育実技講習会実施要領の別表を基に事務局にて作成

図表4-7：保育実技講習会（保育実践見学実習）における到達目標（案）

<p>【保育実践見学実習（事前指導）】の目標</p> <p>① 保育実践見学実習の意義・目的を理解する。</p> <p>② 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。</p> <p>【保育実践見学実習】の目標</p> <p>① 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。</p> <p>② 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。</p> <p>③ 保育士試験（筆記試験）及び保育実技講習会の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。</p> <p>④ 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。</p>
<p>【保育実践見学実習（事後指導）】の目標</p> <p>① 保育実践見学実習の総括と自己評価を行う。</p> <p>② 保育士試験（筆記試験）及び保育実技講習会の全体を通して、自らの学びを振り返り、自己の課題を明確化する</p>

出所：指定保育士養成施設科目の目標を基に事務局にて作成
(太字下線の箇所は養成施設科目の目標からの修正箇所を示す)

図表4-8：保育実技講習会におけるレポート内容に関する考え方等の案

<p>レポートに関する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 到達目標の達成を図り、当該目標に達していることを確認できるような内容とする ➤ 保育実践見学実習については、「保育実践見学実習受入実施指針2（1）②実習プログラム」の具体的取組内容が確認できるよう、実習日誌の記録を基本とし、「時系列」「事例と考察」「実習目標と振り返り」等の記述を求める内容とする。 ➤ 以下に該当する場合は再提出を求める <ul style="list-style-type: none"> ◇ 保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっているなど、到達目標への到達状況が十分でないと考えられる場合 ◇ 文字数の指定がある設問については、指定の文字数の60%に満たない記述量の場合
<p>設問例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <<保育の表現技術に係る到達目標①について>> 本講習会「音楽表現」の科目での学びを通し、保育所保育指針等に示された領域「表現」のねらいと内容に関して理解できたことを具体的に○字程度で記述してください。 ➤ <<保育の表現技術に係る到達目標②について>> 本講習会「音楽表現」の科目での学びを踏まえ、「音を介したこどもの表現に適した多様な素材・教材、その活用方法」について、0歳児、1-2歳児、3歳以上の3つの発達段階に分け、○字程度で記述してください。 ➤ <<保育の表現技術に係る到達目標③について※>> こどもの音に対する意欲や関心を高め、充実した遊びが展開できるよう、示された書式に沿って、指導計画を作成してください（書式を提示する）。 ※ 講習会の中で指導計画を作成するワークショップ等を設けている場合は不要 ➤ 本講習会「音楽表現」の科目での学びを通し、今後、こどもと関わる上で保育士として心がけたいこと、意識したいことを○字程度で記述してください。

図表4-9：保育実技講習会における修了基準（案）

<p>〇〇県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。</p> <p>なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。</p> <p>第1 出欠状況</p> <p>(1) 各講義に遅刻をした場合。</p> <p>ただし、公共交通機関等に遅延が生じ、その事実を確認できる場合は、講義開始から〇分後まで、入室を認める。</p> <p>(2) 講義開始後、一時的な離席、又は早退した場合。</p> <p>（ただし、受講生から体調不良等の申出があり、やむを得ず離席又は退席の必要がある場合には、受講者が希望し、空席がある場合に限り、別日での再受講を認める。）</p> <p>第2 提出物</p> <p>(1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習及び保育実践見学実習におけるレポートのいずれかが提出されていない（、又は各レポートにおいて指定された要件を満たしていない）場合。</p> <p>(2) （受講カード、誓約書その他講習会運営事務局（以下、「事務局」とする。）が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。）</p> <p>第3 受講姿勢</p> <p>(1) 講師及び事務局の指導に従わず、講義の進行を妨害する、講義と関係のない行動をとる、演習に参加しないなど、受講態度が不適切で、事務局より退席を指示された場合。</p> <p>第4 保育実技講習会実施要領に定める目標への到達状況</p> <p>(1) 提出されたレポート等を踏まえ、各科目の目標に著しく達していないと講師及び事務局が判断した場合。</p>
--

※ 黄色ハイライトは自治体により対応が異なると考えられる箇所

出所：事務局にて作成

③ 保育実技講習会修了者と実技試験合格者の活躍状況の比較

講習会を修了した人と実技試験の合格した人の活躍状況、パフォーマンスの比較を行うことも等質性の検証に資する情報を得ることにつながると考えられる。そのため、例えば、講習会修了者と実技試験合格者がいずれも勤務している保育所等にヒアリン

グ等を行うことができれば有益な情報を得られる可能性があるが、その際は、パフォーマンスの違いが属人的なものである場合や、ヒアリングの目的を踏まえ、ヒアリングを受けた保育所の想い（人手不足が深刻な状況にある等）により回答にバイアスがかかるおそれがある点には留意が必要である。

(3) 全国試験を実施している指定試験機関（全国保育士養成協議会）と情報共有する内容・時期・方法

1) 現行の取組

地域限定試験の筆記試験を独自に実施している神奈川県と、筆記試験を全国試験と同日・同内容で実施する大阪府、沖縄県では若干の差があるものの、講習会実施前の受講者名簿や、実施後の修了者名簿に係るメール等でのやり取りが主な連携内容である。その他の連携内容も含め、連携時期は下図の通りである。

図表4-10：保育実技講習会における連携内容

	神奈川県	大阪府	沖縄県
4月	-	<ul style="list-style-type: none"> 試験の周知：前期試験の実技試験会場にて、地域限定試験のチラシの配布を依頼。受験申請の手引きに「地域限定試験の案内」の同封を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士試験受験申請の手引き中にある地域限定保育士試験のページ校正作業を行う。 保養協より合格通知発送スケジュールについて連絡あり。
5月	-		
6月	-		
7月	-	<ul style="list-style-type: none"> 受験申請の受付：後期試験の申請と同様に保養協で受付。申請不備の対応等も保養協で実施。 講習会に必要な事務への協力（事前確認表の同封・とりまとめ等）（～11月） 	-
8月	・筆記試験（県独自試験）		必要に応じて継続して協力
9月	-	<ul style="list-style-type: none"> 受験申請者名簿を受取。 	<ul style="list-style-type: none"> 受験申請者名簿を受取。
10月	・講習会、実習実施（～11月）	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（全国試験と同日） 	<ul style="list-style-type: none"> 筆記試験（全国試験と同日）
11月		<ul style="list-style-type: none"> 実技講習会受験者名簿を受取。 講習会に必要な事務への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 実技講習会受験者名簿を受取。
12月	・保養協へ県独自地域限定保育士試験の最終合格者データ提供	<ul style="list-style-type: none"> 講習会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 講習会実施
1月	-	<ul style="list-style-type: none"> 合格通知の送付：合格者情報を保養協に提供。後期試験と同時期に合格通知書を送付。 	<ul style="list-style-type: none"> 修了者名簿を保養協に提供。
2月	-	-	-
3月	-	-	-

※ 上記は各自治体へのヒアリング調査を基に事務局が作成したものであり、記載の粒度が異なる点には留意が必要である。

出所：ヒアリング結果を基に事務局にて作成

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

各自治体と保養協では、実技試験の合否又は講習会の受講等の情報交換を試験実施の都度行っている。仮に指定試験機関数が増えた場合、数が増えるに従って保養協におけるこれらの業務が複雑になる。そのため、事務的なミスを減らすためにも、指定試験機関や自治体間での統一的な情報交換のフォーマット（システムの仕様）を、全ての指定試験機関で活用することを求め、情報を管理することなどが考えられる。

(4) 実技講習の委託先に関する留意事項

1) 現行の取組

講習会の実施期間は、国が定める「保育実技講習会実施要領」にて、以下のように記載されている。

3 実施機関

保育実技講習会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が実施主体となるものであるが、都道府県等は、指定保育士養成施設又は都道府県等が保育実技講習会を適切に実施することができるかと認めた機関（以下「実施機関」という。）に保育実技講習会の一部又は全部を委託することができる。ただし、課程修了の認定に係る事務については、都道府県等が実施する。

都道府県等は、委託を行うにあたって、実施機関に対し、様式1による保育実技講習会実施計画書の提出を求め、保育実技講習会の実施体制等を確認するとともに、保育実技講習会が実施された後、様式2による保育実技講習会終了者名簿の提出を求めることとする。また、保育実技講習会の実施上知り得た受講者等の秘密の保持について、十分な措置を講じることを求めることとする。

現状は、上記（1）1）に記載の通り、講習会を行う全ての自治体で講習会の運営等を委託しているが、当該業務内容及び業務量に対応できる事業者が限られていることもあり、委託先は同一の事業者となっている。

また、いずれの自治体も、国が定める「保育実技講習会実施要領」に基づき、講習内容の企画、講習テキストの作成や講師の選任等を委託業務として委託先が行っている。

2) 更なる質確保のために取りうる具体的な手法

① 指定保育士養成施設との連携

上記（1）2）に記載の通り、講習会の委託先が限られることで、講習内容や講習の質が確保できなくなるおそれもあることから、自治体の実情に合わせた講習会の実施方法の検討を行い、実施主体としての一定の質を確保する要件を課しつつも、多くの主

体が参画できる仕組みを構築することも求められる。

仕組みを構築する上では、「保育実技講習会実施要領」でも言及されている、養成校との連携を検討することも望まれる。養成校以外にも様々なノウハウのある委託先が考えられ、決してそれらを否定するものではないが、保育士を養成するノウハウを有する養成校とも連携が取れるような仕組みを構築できれば、講習内容の更なる質の確保に資すると考えられる。

② 委託先の質を確保するための要件の設定

実施主体としての一定の質を確保する要件について、例えば、受講者にとっては楽しく、見た目も華やかなカリキュラムであっても、実際の保育現場における実践を考えると、内容が不十分である場合も考えられる。そのため、委託先が「保育所保育士指針に則った講習内容を実施できる」ことは、委託先を制限する際の要件の一つとなりうる。

また、委託先選定の際に関連業務の実績を要件として設定することも考えられるが、委託先が限られている現状を踏まえ、質を確保しつつ、より多様な、また、実績が十分ではないものの、意欲のある主体の参画を促すために、委託先として「望ましい」要件を設定することも考えられる。例えば、「保育士の専門性や育成プログラムに知見がある」、「最新の保育の状況や知見を踏まえて講習内容を考えることができる」、「専門的知見を有する大学等の教員、若しくは保育現場等で実際に保育に携わる者が講師として参画できる体制を有する」、「地域の養成校や保育所等とのネットワークを有する」等、保育や保育所等における専門性に直結した、業務経験や知見等があることが要件として挙げられる。

さらに、講習会実施後に、委託先が保育の質向上に貢献しているかを評価することも重要である。評価にあたっては、上記の要件等を踏まえ、実際に提供された講習内容を確認することで、更なる質の確保につなげることができると考えられる。

(5) まとめ

1) 保育実技講習会実施要領に定めるべき事項

「第3章 4. 考察 (6) まとめ」にも記載の通り、「保育士不足を解消すること」という地域限定試験の目的を踏まえ、講習会においては、実技試験に加え、養成校のカリキュラムとも等質性を確保しつつ、自治体での実現可能性のバランスを考慮する必要がある。

図表4-11：保育実技講習会の更なる質の確保に向けた取組に関する規定項目案

保育実技講習会実施要領等に規定する項目案	
(1) 講習運営（実施体制）	
① 自治体の実情に合わせた委託先の検討	
② 講師、教育内容編成主任、施設設備の要件	
(2) 実技試験との等質性の確保方策	
① 保育士試験実施要領別添「保育士試験出題範囲」保育実習（保育実習実技に係る部分）の「第1 出題の基本方針」、「第3 出題上の留意事項」に関する記載の追記	
② 到達目標及び修了基準の規定	
③ 保育実技講習会修了者と実技試験合格者の活躍状況の比較	
④ 保育実践見学実習についての規定（実習先の選定方法や実施に当たっての留意事項等）	
(4) 実技講習の委託先に関する留意事項	
① 指定保育士養成施設との連携	
② 委託先の質を確保するための要件の設定	
(5) その他の事項	
① 実施形態及び実施時期	
② 公表すべき事項	

2) 地域限定保育士試験で保育士になった方へのフォローアップについて

保育士になり、保育現場で働き始めた当初は特に不安を感じやすいため、初任時の保育士に向けた講習や研修等を行うことも、保育士を支える上で重要であると考えられる。

第5章 地域限定保育士試験の実施に係る標準的な経費の分析

1. 標準的な経費に係るヒアリング調査の目的

地域限定試験を実施するに当たっての標準的な経費及び効率的な実施にあたっての対応策を検討するための情報を得るためにヒアリング調査を実施した。

2. 標準的な経費に係るヒアリング調査概要

(1) 調査の対象

地域限定試験実施自治体（神奈川県、大阪府、沖縄県）を対象とした。

(2) 調査の時期

令和6年10月23日（水）～11月8日（金）（文書回答）

※ 12月上旬にオンラインヒアリング等の追加照会を実施した

(3) 調査の方法

文書回答をいただいた上で、オンラインにて補足的にヒアリングを実施した。

※ 神奈川県は回答内容及び事業スケジュールを踏まえ、追加照会も文書回答とした。

(4) 調査項目

調査項目を以下に示す。

図表5-1：標準的な経費に係るヒアリング調査項目

1. 地域限定保育士試験の実施に係る経費合計及び大枠のタスクごとの内訳 （直営事務（職位ごとのおおよその工数や経費等）、委託事務の別）
2. 上記1のうち、変動的に発生する費目（試験用紙等）及びその変動要因（受験者数等）
3. 上記1のうち、固定的に発生する費目（試験・講習会実施時に固定的に発生する費用（会場費等））
4. 上記1のうち、その他（変動・固定の分類が難しい費目等）に発生する費用及びその性質
5. 地域限定保育士試験の効率的な実施にあたっての対応策
6. 予算の見積もり方法
7. 他の自治体が地域限定保育士試験に係る予算を見積もる際に留意すべき点

3. 調査結果

※ 具体的な金額は受験者数等に応じて異なります。これから検討を始める自治体に対し、どのような経費が発生するかの目安にさせていただくことを想定して公開可能な範囲での結果を示します。

(1) 地域限定保育士試験（筆記試験）

図表5-2：地域限定保育士試験（筆記試験）に係るヒアリング結果概要

大分類	中分類 (費目)	積算方法例	備考
委員 費用	委員報酬	謝金単価×時間 ×委員数	試験実施時に固定的に発生する (金額は受講者数により変動する)
	試験問題 作成料	—	
	交通費	概算単価×委員数× 会議回数	
受験申請の手引き 印刷等		—	
郵送料		—	
会場使用料		会場使用料×会場数	
直営事務人件費		—	
委託事務諸経費、 人件費		見積もり平均	受付業務、受験票及び結果通知書等の印刷については、受験者数及び会場数(確保状況)により変動する

【効率的な実施のための工夫】

- 都道府県立施設又は低廉な会場を確保する。
- 例年の受験者数の傾向を分析し、実績数と乖離がないよう受験者数を見込む。

(2) 地域限定保育士試験（保育実技講習会）

図表5-3：地域限定保育士試験（保育実技講習会）に係るヒアリング結果概要

大分類	中分類（費目）	積算方法例	備考
講師費用	講師謝礼（講習会）	謝金単価×講習時間総数 [※] ※全科目合計の講習時間数 ×クラス数 （受講予定者数÷1クラスあたり人数）	試験実施時に固定的に発生する（金額は受講者数により変動する）
	カリキュラム作成費	1科目あたり単価 [※] ×科目数（見学実習は、事前指導・事後指導を含めて1科目とカウントする場合も考えられる） ※ 単価は作成に従事する講師数、会議時間、会議数等を基に計算する 例）3名の講師が3時間程度の会議を2回実施する。謝金単価は上記単価に著作物作成にかかる単価を加算する。など	
	交通費	概算単価×講習日数×クラス数	
	受講者評価費	評価費単価×受講予定者数	
郵送料	受講決定通知	郵送料×受講者数	
	修了証書発送		
会場使用料		会場使用料×会場数	
直営事務人件費		—	試験実施時に固定的に発生する（金額は委託範囲や受講者数により変動する）
委託事務諸経費、委託事務人件費		見積もり平均	受付業務、講師謝礼、人件費、教材代、会場使用料等は受講者数により変動する

【効率的な実施のための工夫】

- 受講者からコースの希望を聞く際など、各都道府県で活用可能なシステム（調査に汎用的に利用可能なもの）等があれば、事務負担の軽減が見込める。